

明治初期における小学校教育の成立過程

—近代日本教育制度の発達—

名倉英三郎

明治五年、政府は国内態勢の近代化を図る政策の一環として、教育制度を制定頒布した。この制度がフランスの教育制度を範としたものであることは既に知られているところであるが、文化・教育の歴史的・社会的背景を全く異にする外国の制度を踏襲した学制が布かれ、「必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期」して、その効果を急ぐ余り改革が漸進的にではなく、革命的に遂行されたため、多くの問題を生ずるに至った。国民一般の教育観は旧態のまゝでその意識は極めて低く、民費によつて教育施設を急増、整備せんとするには国民の経済力がそれに耐えられず、またアメリカ教科書の咀嚼の不十分なまゝに翻訳された教科書類は難解であり実用に適さず、更にその教科書を薬籠中のものとしてこなす教師を覗めることは至難の業であった。為政者の日本の現状に対する認識の乏しかつたのに比して、教育に対する理想と期待は余りにも高かつたがため、学制の規模が大きければ大きい程、施行について定むるところが細密であればある程、却つてその実現は困難であった。地方官は中央の命令に基づいて努力を重ねるのであるが、その実績は遅々として予期するところに到達することはできなかつた。また当時の国民の教育政策に対する態度は一般に極めて消極的であり加えて非協力的であり、時には集団的な破壊行動に趨るものもあつたのである。

しかし地方によっては権令（県知事）以下教育行政担当者の非常な熱意と努力とによって、地方民の教育意識が昂まり、地方民もその熱意と努力とによく応え、協力的・積極的であつて、良好な成績を収めたものもある。かかる場合、地方官の指導理念が如何なるものであつたか、また地

方民の教育的関心が上から植え付けられた結果であるのか、それとも教育への意欲が潜在し、それが目覚させられたためであるのか、また学制の性格をどのように抱えていたかが究明されなければならないであろう。

本稿はこの問題に直接触ることはできなかつたが、学制の示すところを目指して教育の進歩の著しかつた長野県上伊那郡（当時筑摩県伊那郡）北部、高遠町を中心とする地方の明治五年より七年に至る間の教育事情を資料に基づいて紹介しようとするものである。

（本稿は松川成夫氏との共同研究「近代日本教育制度の発達」の一部をなすものであるが、別稿同氏論文とは別箇のものとして記述し、相互に調整することができなかつたため引用文等で重複する箇所の多いことを諒知されたい。たゞし共通の資料は松川氏論文の後に一括して掲載した。）

内 容

- 一、学校設立の経過
- 二、学校及び就学の状況
- 三、学校世話役
- 四、学区取締

一

明治四年廢藩置県によつて、高遠藩は伊那県・松本藩・飯田藩・高島藩・高山県と合して筑摩県を構成する。五年の学制では筑摩県は石川・七尾・新川・足羽・敦賀の各県とともに第三大区に属した。

廢藩にともない、万延元年三月高遠藩主内藤頼直によつて創設された藩校進徳館も閉鎖されることになり、そのため土庶の教育は私塾寺小屋に委ねられることになった。

明治五年二月、筑摩県は「学校創立告諭書並学校入費金差出方取計振」を発する。

国家ノ富強ヲ謀ルハ人民ノ智力ヲ磨励スルニ有之候得共僻地ニ至リ候テハ縱前学校ノ設ケ等十分行ハレ兼候ヨリ雄飛ノ才徳ヲ存スル者モ若クハ池中ノ物ト相成候儀モ可有之ト憂慮ニ不堪候間今般管内各處ニ学校ヲ創立シ臣民一般勉強ノ力ヲ尽シ他ニ率先シテ報國ノ実ヲ顧サシメントス宣シク有志ノ者ハ力ヲ積ミ財ヲ出シ早ク学校ヲシテ盛大ニ到ラシメンコトヲ偏ニ期望スル所ナリ

壬申二月廿日

筑摩県庁

学校設立のための資金は官費に拠らず、住民より私費を募つて当てるべきこと、加入金（又は元資金）の供出者名簿を作成して提出すべきこと等を命じた。

同年六月下旬、筑摩県庁は数日至つて管内各郡毎に各村の学校世話役を集め、県参事永山盛輝がその役に任じて学校設立の趣旨を伝え協力を求めた。現長野県上伊那郡北部の三十三町村の世話役は六月二十三日に喚ばれ、永山盛輝から指示を受けた。翌二十四日に世話役一同は建言書並請書を提出した（「明治初期の上伊那教育」北原通男「上伊那教育」収載）。

昨廿三日仰せ渡され候饗舎之儀に付私共篤と会議仕候処、僻陬之地者実に愚之者多く、聖經賢伝聴に疎、加るに活計繁忙を以てし、學問と雖唯書を以姓名を記すのみ。児輩上達せんとするも下達に碌々たる田夫一生を終るに至る。然るに今や文明進歩、黙止因循にては相濟まざる御時勢、誠にして恐懼汗面の至に存じ奉候。因て毎区適宣之地江先一小学校相当の教師を置き、有志の者或は富家に仰ぎ書籍其他の諸費を充しめ勤めて児童を教育せしむれば進歩上達の者往々出来仕るべく高きに至る者必低きよりするの謂に之有、漸を以てして日を追ひ、日隨い学校相開き候様仕度孰れ帰村の上村吏戸長と相議り申すべく候得共先罷出居候者共の目的迄に言上奉候以上。

高遠町と鉢持村の世話役は七月十日、城址三ノ丸にある出張取締所に出頭して県官杉浦義方と加入金の件について相談し、八月四日に漸く見込みが立ったので県庁にその旨を報告した。

学校設立の資金の徵集が可能になるとともに、八月三日付をもつて學制が頒布されたので、学校設置のための動きは繁しくなってゆく。

八月七日、旧藩校の師範・助教・教師若くは医師であつた海野幸成・北原安定・内田準一・星野純政・川面道隆・大下弘・春日政徳・河野通泰・大曾根準碩等「銘こ得意之漢洋書物」に通じた人たち三十八名に九月第十二字までに取締所に出頭すべき旨が伝えられた。

仮学校は臨済宗派建福寺に設けられることになり、八月十二日にその旨が同寺住職に伝えられる。

十六日、取締所より次の町触が発せられた。

今般人民共立之学校相設候處旧校之義ハ不便之地ニ付候ニ進徳館ヲ鉢持村建福寺ニ移シ近日開校イタシ候条管屬平民共幼年ノ子弟ハ勿論有志之輩ハ戸長副へ申入校可致候事

但当日入校之輩ハ廿日迄ニ戸長副へ可申入候

開校日限之儀ハ追而戸長副ヨリ万達事

十八日、取締所鈴木博臣と県官杉浦義方は北原安定（進徳館師範代）に対して高遠におかれる学校の教員に任ずるとの内意を伝え、同人から海野幸成（進徳館師範）の推举を受けた（北原安定手記「対月楼隨筆」）。

二十四日には海野幸成・北原安定等十二名に「御用有之候間明廿五日第十字正服着用罷出候様」取締所から通達があった。これは左記十一校の教員の任命式である。

第十八小校	高遠	訓導	海野幸成	第廿三小校	宮木宿	訓導	滝沢久純
		権訓導	北原安定	第廿四小校	松島宿	訓導	小野寺保
第十九小校	高遠分校 福島村	権訓導	長岡隆文	第廿五小校	木下邨	権訓導	富永介寿
第二廿小校	長岡村	(欠)		第廿六小校	山寺邨	権訓導	中村畔夫
第二廿一小校	平出村	権訓導	地上富昌	第廿七小校	栗田村	訓導	内田準一
第二廿二小校	小野宿	訓導補	菊地顕忠	第廿八小校	北殿村	権訓導	渡辺枚蔵

十六日町触但書の「開校日限之儀」は二十五日に公けにされた。

筑摩県管内

第十八小校

右鉢持村建福寺ニ創置來ル廿八日開校男女六才以上入校差免候条老幼ヲ論セス同校へ罷出入校可致事

但シ追々皇漢洋之三学相設其之課業相定候間此段相達事

壬申八月廿五日

高遠取締所

第十八小校の学区域は「東西高遠始六区」（東高遠・西高遠・美篠村・河合村・長藤村・藤沢村）であった。

第十八小校の教員組織と世話役は次の通りである（岩崎博秋手記「数学懸諸事控 明治五壬申年九月」十日の項）。

訓導 海野 幸成

權訓導 北原 安定

数学掛 岩崎 博秋

習字掛 白鳥 篤宗

世話役 松本 義忠

世話役 中村 郡治

// 伊藤彦九郎 //

山下 元長

// 伊藤 栄蔵 //

藤沢又四郎

// 近藤 嘉基 //

中村 藤平

// 北原 銳三郎 //

習字掛白鳥篤宗は九月四日付、数学掛岩崎博秋は五日付で任せられた。兩人とも進徳館筆道教師であった。

教員には右の四名の他に洋学課訓導補として医師大曾根準碩がいたが、十月十八日に退職願を出している。

教育課程は下表の通りであつた。

「小学教則」は九月八日に布達されるが、この課業表は九月十日の項に書写されており、「京都小学校課業表」に則つて作られたものである。

明治初期における小学校教育の成立過程

学数	字習		記暗		書読		筑摩県学校課業表
	開	閉	復即題公私用文	内外名山大川内外人口石高語学二百言	日本政記	日外史略	
立 平							第一級
比例 諸法 積	求	公	世話千字文	内外旗章	地理国名	国史	第二級
	例	券	狀文	語学一百言	國名	十八史略	
	諸				地圖	西洋事情	
	法				國名	事略	
	積				年号	略	
分 数	私	用	私用文	内外帝号	内外帝号	國學入門	第三級
	求	名	郡名	内國名	内國名	孟子語	
	例	狀	名頭	年号	年号	論語	
	諸					本朝三字經	
	法					大學	
	積					中庸	
加 減	三	支	數五十韻片	五十五韻	勸善訓蒙	學	初級
乘 除	枚	揭	于字名	外數字	庸		
				洋文三十六字			

明治初期における小学校教育の成立過程

「京都小学校課業表」は五等であるのに対し四等に分けられ、内容は稍々簡略になつてゐる。

第十八小校の校則は創立のときに定められ、次のようなものである。

第十八小校 仮規則

- 一 忠孝之逆懈ルヘカラサル事
- 一 師弟之際親愛ヲ主トスヘキ事
- 一 長者ヲ敬ヒ幼者ヲ愛ミ可申事
- 一 朋友ノ交リ信義ヲ失フヘカラサル事
- 一 言語ヲ慎ミ男女ノ別ヲ正スヘキ事
- 一 政令ヲ遵奉シ猥ニ公事ヲ私議スヘカラサル事
- 一 教官ノ指揮違背スヘカラサル事
- 一 課程ヲ定信実ニ切磋イタスヘキ事
- 一 厳ニ丙丁ヲ警ムヘキ事

壬申八月

第十八小学校

「数学懸諸事控」によつて第十八小校の状況をみると、数学の授業は三・五・八・十の各日の第一字より第四字まで行われ、「九月十日、数学今日ヨリ相始申候、今日入校左之通」とあって、十名の入学者が挙げられている。この十名は数学科の入学者である。十三日以降は「今日入校」の者の数は一名乃至三名となり、六年四月以降は月に一・二名と減少する。これらの入学者がいつまで在籍したかは不明である。数学入学者数と年令とを月毎にまとめると第一表の通りである。

第一表 第十八小校数学生徒年令調

年月日	11才より 13才まで	14才より 20才まで	21才より 25才まで	26才より 28才まで	31才より 38才まで	不明	計
5・9・10			7	2	1		10
5・9	1	2	2		1	1	5
5・10		3	2				7
5・11	1	4	1		1	2	5
6・1		3					4
6・2	1						2
6・3		3					5
6・4		2					3
6・5							2
6・7			1				1
6・8				1			1
6・9					1		1
6・11							1
計	6	28	9	2	2	3	50

七年一月以降には入学者の有無の記載がない。学級・教科の編成に変化があったためであろうか。それとも筆が鈍つたためであろうか。なお岩崎博秋は病いのため願い出て七年五月に退職する。

第一表でみると数学入学者に十才以下の者はなく、十四才より二十才までが最も多く、三十才を越える者もあった。入学者の年令が高かつたことは、数学に限らず全般にそうであった。これは「男女六才以上老幼ヲ論セス」入校を許したためであるが、しかし女子の数学入学者は全くなかつた。

第十八小校の支校として明治六年二月までに次の八校が開校した（「数学懸諸事控」）による）。

芦沢村分校 明治五年十月二十九日

小原村分校	同	十一月	一日
上大島村出張所	同	十一月	五日
下山田村学校	同	十一月	八日
勝間村出張所	同	十一月	九日
下大島村出張所	同	十一月	十一日
下川手村出張所	同	十一月	十九日
山室村出張所	明治六年二月十五日		

以上の外に第九出張所として非持、第十出張所として芝平、その他に笠原・青島・下手良・中坪・八手・福島・野口にもおかれ、更に荆口・新山・非持山・溝口・黒河内・中尾・市ノ瀬・杉島・浦の山間の僻村にも設ける計画があつたのである。

第十八小校並びに出張所の在学生徒数は次の通りであつた。

本校 生徒 男一四二人 女三六人

第一出張所	芦沢村	四八人	三人
第二	小原村	三六人	二人
第三	上大島村	三七人	なし
第四	下山田村	一二人	三人
第五	南勝間村	三九人	なし
第六	下大島村	五九人	なし
第七	上川手村	五六人	なし
第八	山室村	五〇人	なし
第九	非持村	四六人	なし
第十	芝平村	一人	三人
	笠原村	三人	三人
	青島村	三人	三人
	下手良村	三人	三人

明治六年四月十二日第四十五号、同じく十七日第四十八号の布告にもとづいて第十八小校は時雍小校と改称した。

明治六年四月十日に学区の改正が行われ、筑摩県は愛知・浜松・岐阜・三重・度会・石川・敦賀・静岡の各県と第二大学区に編入された。

高遠町は天竜川の支流三峯川に南面し、藤沢川に隔てられて東西に二分される。東高遠には月蔵山の中腹の段丘に構えた要害の地高遠城址を囲む土族の家宅があり、西高遠は鉢持山の裾の斜面にあり町人人足の聚集する地区である。廢藩により東高遠の人口は急激に減り、また財力も弱まり、加えて進徳館は旧城内にあったので、学校設置の際には「旧校之義ハ不便之地」という理由で西高遠に開校したのですが、士族と平民の感情的な対立もあり、また旧跡の復活を望む声もあって、明治六年七月東高遠西竜寺に一校が設けられ、進徳小校と称した。このとき第十八小校訓導海野幸成がここに転じた。

二

明治六年一月十七日文部省は教育普及・徹底のために省布達第六号をもつて「一 中小学区ノ地画ヲ定ムル事、一 学区取締ヲ置ク事」を各県に督促した。この布達によつて筑摩県では二月（日付不詳）、凡そ三十名の学区取締を任命した。

筑摩県伊那郡ははじめ第三大区筑摩県管内第三中学区と称したが、改正によつて第二大学区筑摩県管内第十八番中学区となり、中学区は更に四小区に分けられた。この地域はその第三小区であった。明治六年二月、この第三小区担当の学区取締として小山盛方・中原豊太郎の両名が任命された。

小山盛方は旧高遠藩士族二十一石六斗、明治六年には三十八才であった（「貫族士族平民印鑑宗禄明細鑑冊」高遠町文化財保護委員会蔵）。受持は第三小区の高遠町を含む北西部と、三峯川の北側、今日の伊那市西部であった。

中原豊太郎は上伊那郡河南村勝間の農家の出身である。同人については「上伊那郡史」人物伝に詳しい。

中原豊太郎は政安と称し、文政七年五月河南村勝間に生る。幼時書道を小松勝富・湯沢又六に学び、漢学を高遠藩士藤田周治に受け、後村里にありて童幼を集めて習字及漢文を教へたり。常に算数の学を好み、当時の数学の大家石川維徳に従ひて天元及点竈術を学び傍ら音韻学を修め、当時の数学書類は概ね購入して研究に努め、遂に奥義を極む。著書、精要解三冊・算学据撫三冊・統算学据撫二冊・算学据撫附録一冊・統容術類題等あり。皆数学史上重要な書冊なり。

豊太郎三十才より、組頭・名主・長百姓等を勤め、後高遠藩士に従ひて京阪に往来せしが、明治維新に及び太政官庶務をとるに際し、諸藩重役を京都に留めし時、豊太郎は事務に練達せるを以て中村元起・青山三蔵に属し計画する所あり。明治四年戸長となり戸籍の編製に力を致し、同五年筑摩県より学区取締役を命ぜられて諸所に転勤し、明治十二年郡制創始の時は南第二十三大区及南西第二十四大区の中大鹿村各校の受持として成績大に昂れり。晩年優遊自適の生を楽しみ八十才を以て、明治三十六年一月没す。

中原豊太郎は明治五年六月二十三日県庁へ出頭し勝間村の学校世話役を命ぜられたが、その年の活動については明らかでない。岩崎博秋「数学懸諸事控」の十一月九日の項に第十八小校支校として「一 勝間村出張所開校ニ付罷越、数学世話頭取 中原豊太郎、同世話 中原染八、北村貞

「憲」とあるのを見るにすぎない。

学区取締に任せられると第三小区のうち藤沢村・長藤村・河南村・三義村・美和村・伊那里村の六カ村を受持つことになった（第一回参照）。

（中原豊太郎の学区取締としての活動は、本稿「四」及び松川氏論文「学区取締中原豊太郎の日記」にゆづる。）

幕末から明治初期にこの六カ村に所在した寺小屋を「日本教育史資料」でみると第二表の通りである。

なお右の外に河南村小原村には私設学校のあったことが記録されている（眞壁貴経手記「河南村誌資料草案」明治四十一年六月河南小学校藏）。

慶應元年私設学校ヲ有志者評議ノ上開校シ熊野社前宮ヲ以テ校舎ニアテ校名ヲ求徳館ト号ス学科目ハ読（国史略ノ如キモノ）書（名頭ノ如キモノ）算（珠算）ニシテコノ三学科ヲ主トシテ教授セシニヨリ三明会ト命名セリ

設立発起人左ノ四名ナリ

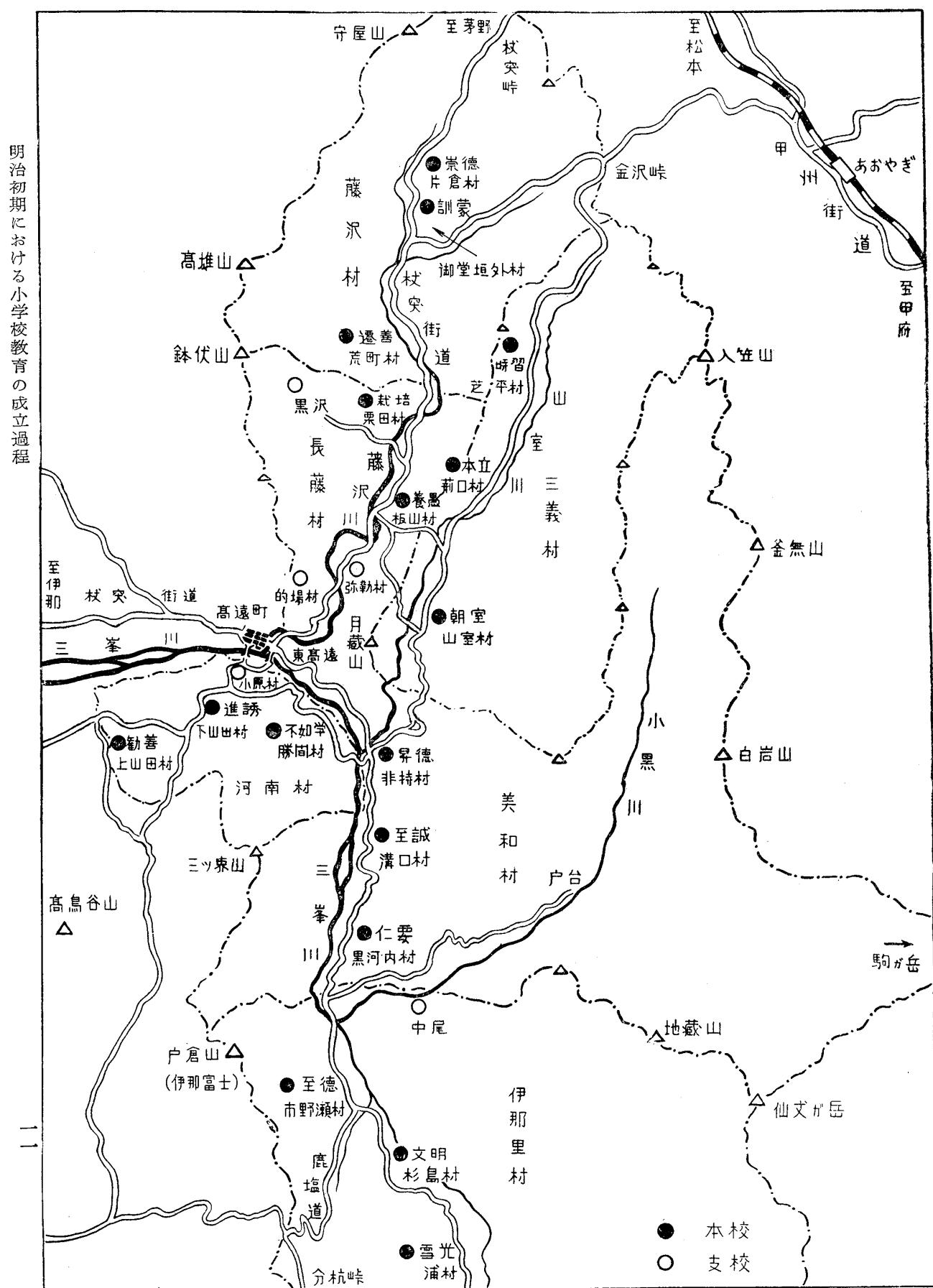
伊藤伊藤治 古旗宇八 古旗伝平 鎌田吉兵衛

また五年以降のこの地区の寺小屋の消息について知るところはない

第二表 寺小屋調（日本教育史資料による）

村名	師匠氏名	身分	開業・廃業	教師	生徒数	(調査年代)	備考
藤沢村	藤沢 八左エ門	農	享和2年—明治2年	男1人	男29人、女4人	明治3年	
〃	北原 茂兵エ	〃	一明治2年	〃 1	14	〃 2年	
〃	田中 伝右エ門	〃	一明治2年	〃 1	17	〃 2年	
〃	上村 素白	僧	一明治3年	〃 1	11	〃 3年	遷善小校教員
〃	柿本 良温	医	宝暦11年—(天保2年)	〃 1	70	6	寛政3年
長藤村	原谷 由三郎	士	寛保3年—明治5年	〃 1	28	5	明治元年
〃	池上 鉄太郎	士	宝暦5年—明治2年	〃 1	16	〃 2年	広徳小校教員
〃	伊藤 一郎治	農	宝暦5年—元治元年	〃 1	21		
〃	梨子木 宗元	僧	一文久3年	〃 1	24	1	元治元年
〃	高島 久蔵		一天保4年	〃 1	25	3	文久3年
河南村	矢沢 覚弥	士	一明治5年	〃 1	30	8	明治4年
〃	北村 勝	士	文久3年—明治元年	〃 1	20		慶応3年
三義村	日 琳	僧	天保元年—明治5年	〃 1	40		明治5年
美和村	保科 良山	僧	一文化3年	〃 1	28	5	明治3年
〃	羽場 清六	農	寛政3年—明治3年	〃 1	12	1	明治3年
〃	黒河内 谷翁	〃	文久5年—明治3年	〃 1	13		明治2年
〃	久保田 中五郎	〃	一明治元年	〃 1	90		元年
伊那里村	小松 庄兵エ	〃	一明治4年	〃 1	9		明治3年
〃	伊東 太兵エ	〃	一元治元年	〃 1	10		元治元年
〃	伊東 惣蔵	〃	一明治元年	〃 1	8		明治元年

第一図 中原取締受持地域及び学校所在略図



いが、学校が設置されると寺小屋へ通うものは学校に吸収され、師匠は学校教員に任せられたり、或いは学校世話役を命ぜられるなどして、寺小屋は廃業されるに至った模様である。そして寺小屋の延長として学校が庶民教育の場となり、更に覗めて学ばんとするものは高遠町に出て師を尋ねたのであった。

註 明治五年十一月の記録によると高遠町には次に掲げる塾のあつたことが知られる。

古田 重威	士族	筆学教授	弟子男子	三人
小松由太郎	商	算学教授	女子	一七八人
中村 誠儀	農	算学教授	一人	一人
赤羽 中衛	士族	漢学素読	一三人	一三人
			一人	一人

これは従前「手習師匠或は句讀教授と唱へ三人以上之子弟を集め

自宅又は寺堂等にて手跡素読算術等」を教授する者を調査した際の文書によるものである。
また七年には春日政徳、八年には北原安定が漢学塾を開き、後には大下弘・井口純一郎の塾が設けられ、四十年頃まで存続し、高遠は旧藩時代からの専学の風を伝えていた。

村方にも私塾が設けられていたが、その明細は不明である。農村の青年指導層の教育に私塾が貢献したところは大きかった。

中原取締の受持の地区で最も早く設けられた学校は、第十八小校の第二出張所の小原村の学校である。明治五年十一月一日「小原村分校今日開校ニ付罷越候尤左之通 海野幸成 岩崎博秋 白鳥篤宗」世話役山下元長・近藤嘉基が出張し、各科の「世話」を命じた（「数学懸諸事控」）。ついで高遠町に隣接する下山田村・勝間村におかれ、山室村・非持・芝平へと拡大されてゆくのであるが、この校舎の所在については不明である。

第十八小校支校として六校開校し、明治六年四月以降には一村一校の方針によりそれが独立校となり、新設校と併せて十八校が設けられ、翌七年には新設一校、合併されるもの二校で本校十七校、支校四校となつた。

中原取締受持区域の学校は第三表の通りである。

学校創設の頃は、学校の名称を番号で唱えていたが、明治六年四月からは「校名地名人名等其便宜ニ任ス」（布告第四十八号）ことになったので、独立・新設とともに校名を用いた。各校に番号が附されているが、管内学校の通番号である。

六十四番 不如学学校

六十三番 進誘学校

六十二番 劝善学校

右校附村村 正副戸長学校世話役御中

第三表 第二大学区筑摩県管下第十八番中学区取締中原豊太郎受持区域学校調

番号	学校名	所 在 地	校 舎	設立年月日	支校・合併・割校・改称
57	崇徳	藤沢村片倉村	福伝寺	明治6・6・2	後に明徳と改称。
58	訓蒙	御堂垣外村	堂王	6・6・30	始め道学と称する。
59	遷善	荒町村	十靡堂	6・7・1	
60	裁培	長藤村栗田村	慈照寺	6・5・18	支校黒沢村におく。勧福と称する。
61	養愚	板山村	法藏寺	6・6・25	広徳を合併。弥勒村に移し、支校とする。
62	勸善	河南村	正元寺	7・2・7	
63	進誘	下山村	耕雲寺	6・9・25	5・11・8・第十八小校第四出張所
64	不如學	勝間村	光音寺	6・6・2	5・11・9・第十八小校第五出張所：文谷を合併、支校とする。
65	昇德	持室村	照妙寺	6・6・25	6・2・25・第十八小校第九出張所
66	朝室	遠三義村	觀弘寺	6・7・2	6・2・15・第十八小校第六出張所
67	本立	口村	弘有寺	6・7・20	
68	時習	平口村	賀音寺	6・7・25	第十八小校第十出張所
69	至誠	河内村	常福寺	6・6・1	
70	仁要	大円村	揚通寺	6・6・2	始め善開と称し、7年9月改称、支校中尾村におく。中尾支校は8年2月15日に独立校となる。
71	至德	伊那里村	通阿彌陀堂	6・6・18	
72	文明	島杉村	大円寺	6・5・15	始め文開と称し、7年5月15日に改称。
73	雪光	浦的村	久長寺	6・5・16	
	広文	原場村		6・・	養愚校支校となる。
				6・・	5・11・1・第十八小校第二出張所：不如學校支校となる。

明治初期における小学校教育の成立過程

追而校名届出之通番号御定メニ相成候間此段モ及御達候也
 これは中原取締が文部省官員の巡回のあることを各校に通達した九月二十五日の文書を訓蒙小校教員岩崎助信が写したもの未尾であるが、追而書によると校名の届出があったのに對し、県が各校に番号を附してよこしたものであることが窺える。

校名は「地名人名其便宜ニ任ス」ことになつてゐるが、地名に因んだ校名は山室村の朝室小校のみで、人名につながるものは皆無であつて、儒教的な感覺による街学的な名称が冠せられている。崇徳小校は後に明徳と改めるがおそらく天皇の諱であつたからのことであろう。

明治七年十二月調の「学校明細表」によつて十七校の校舎をみると、十七校のうち十五校が寺院を用い、郷藏・私宅がそれぞれ一校となつてゐる。時習小校の所在する芝平村は山室川の最奥の僻村であり寺院もなかつたため民家が充当されたのである。「学校明細表」は学区取締が各校の諸状況を各校教員に報告させたものである。

学校の設置基準は学制「第七章 中学区以下ノ区分ハ地方官其土地ノ広狭人口ノ疎密ヲ計リ便宜ヲ以テ郡区村市等ニヨリ之ヲ区分スヘシ」により、筑摩県では明治六年五月七日「学区割ニ添テ管内触」を出した。

学校之儀ニ付テハ追々相触候通人民愛育之厚キ御趣意柄ニ有之候間管内一般速ニ学事洽及候ハデハ難相成ニ付兼テ学区取締等ヨリ及通達置候筈ニ候得共尙今般学区割上梓頒布及候条右ニ照準シ爾來一小

明治初期における小学校教育の成立過程

一四

学区必一校ヲ設立之儀ト可相心得乍去土地ノ広狭人口ノ粗密ニヨリ学校創立ノ基礎夫々相立候上ハ一小学区ニ二三校相設候共不苦又ハ小学区數区申合一校ヲ大イニ設置候共總テ適宜タルヘク候条精々注意一般ニ開校普及候様一同可申合候徒ニ從前之弊風ニテ手習師匠杯相唱候様無益之教則ニテハ勿論開學不相成候条此旨深体認シ旧來之弊風ヲ洗除シ学制ノ御趣意貫徹候様可心掛候（以下省略）

中原取締の受持区域は東西約十二糠、南北四十五糠に及ぶ長方をなす地域であるが、赤石山脈の西傾斜面を含む山地で、集落は藤沢川・山室川

・三峯川の三渓谷に沿って散在するにすぎない。

明治六・七年の各校学区の人口は第四表・第五表の通りである。

第四表 明治六年就学状況（明治6年10月調）

学校名	人 口			学 令 児			就 学 者			就学率	
	男	女	計	男	女	計	男	女	計		
崇訓	252	240	492	48	34	82	37	37	45.1		
德蒙	248	214	462	49	30	79	40	40	50.6		
善	312	313	625	36	49	85	29	30	35.4		
培	479	435	914	66	64	130	58	60	46.1		
養	290	260	550	42	43	85	28	32	37.6		
進	376	371	747	65	53	118	89	92	77.9		
如	218	225	443	36	22	58	19	19	32.7		
不	468	430	898	73	74	147	30	30	21.0		
昇	367	315	682	49	56	105	32	32	30.4		
朝	150	165	315	36	22	58	8	8	13.7		
本	134	127	261	21	25	46	17	17	36.9		
時	340	331	671	48	63	111	48	48	47.5		
至	351	322	673	47	48	95	26	26	27.3		
仁	202	215	417	23	26	49	14	14	28.8		
至	233	229	462	33	34	67	13	13	19.4		
文	110	99	209	13	13	26	5	5	19.2		
雪	258	240	498	41	25	66	56	56	84.8		
広	158	145	303	25	26	51	21	22	84.3		
文	計	4946	4676	9622	751	707	1458	570	32	602	41.3

第五表 明治七年就学状況（明治7年12月調）

学校名	戸数	人 口			学 令 児			就 学 者			就学率	
		男	女	計	男	女	計	男	女	計		
崇訓	112	255	243	498	41	34	75	35	17	52	69.3	
德	113	241	213	454	47	31	78	50	23	73	93.5	
蒙	140	319	320	639	44	43	87	43	13	56	64.1	
善	190	497	438	935	68	48	116	60	31	91	78.4	
培	175	443	410	853	80	51	131	72	27	99	75.5	
愚	86	204	184	388	29	20	49	26	14	40	81.4	
勤	77	202	197	399	33	24	57	33	24	57	100.	
善	155	374	383	757	55	44	99	40	20	60	60.6	
誘	180	480	442	922	68	63	131	57	33	90	68.7	
進	154	374	322	696	52	51	103	40	28	68	66.0	
如	63	152	158	310	28	24	52	28	7	35	67.1	
学	54	136	135	271	21	20	41	20	15	35	85.2	
昇	134	336	323	659	49	59	108	43	43	86	79.6	
朝	96	241	219	460	31	29	60	26	16	42	70.0	
本	135	304	316	620	44	49	93	45	23	68	73.1	
時	95	231	229	460	40	30	70	37	19	56	80.0	
至	50	110	106	216	12	10	22	10	6	16	72.7	
仁	計	2009	4899	4638	9537	742	630	1372	665	359	1024	74.6

小学区の設定は、「人口六百ヲ以テ一小学ノ目的トスルコトハ、蓋六百ノ人口アレバ百名ノ童幼アリトス」（「文部省雑誌」第一号 説論第二則）にもとづく。この地域の六カ村の村別人口をみると第六表のようになる。

第六表 村別人口調

	明治六年			明治七年		
	男	女	計	男	女	計
藤沢村	812	767	1579	815	776	1591
長藤村	1027	935	1962	940	848	1788
河南村	752	741	1493	780	764	1544
三義村	651	607	1258	662	615	1277
美和村	1159	1083	2242	1057	984	2041
伊那里村	545	543	1088	645	651	1296

「文部省雑誌」第一号説論第二則にいうところにもとづいて各村に学校を設けるとすれば、藤沢村二十一校、長藤村三校、河南村二十三校、三義村二校、美和村三校、伊那里村二校となり、合せて一四乃至一六校である。しかしながら明治七年には的場村広徳小校は板山村養愚小校に、小原村文谷小校は勝間村不如学小校に合併され、それぞれ支校となり、上山田村・下山田村には進誘小校一校であつたが、上山田村に新に勧善小校を新設して本校一七校、支校四校となり、村には必ず本校なり支校なりが一校は設けられていた。各校学区の人口の最大・最小と校数による平均をみると次のようになる。

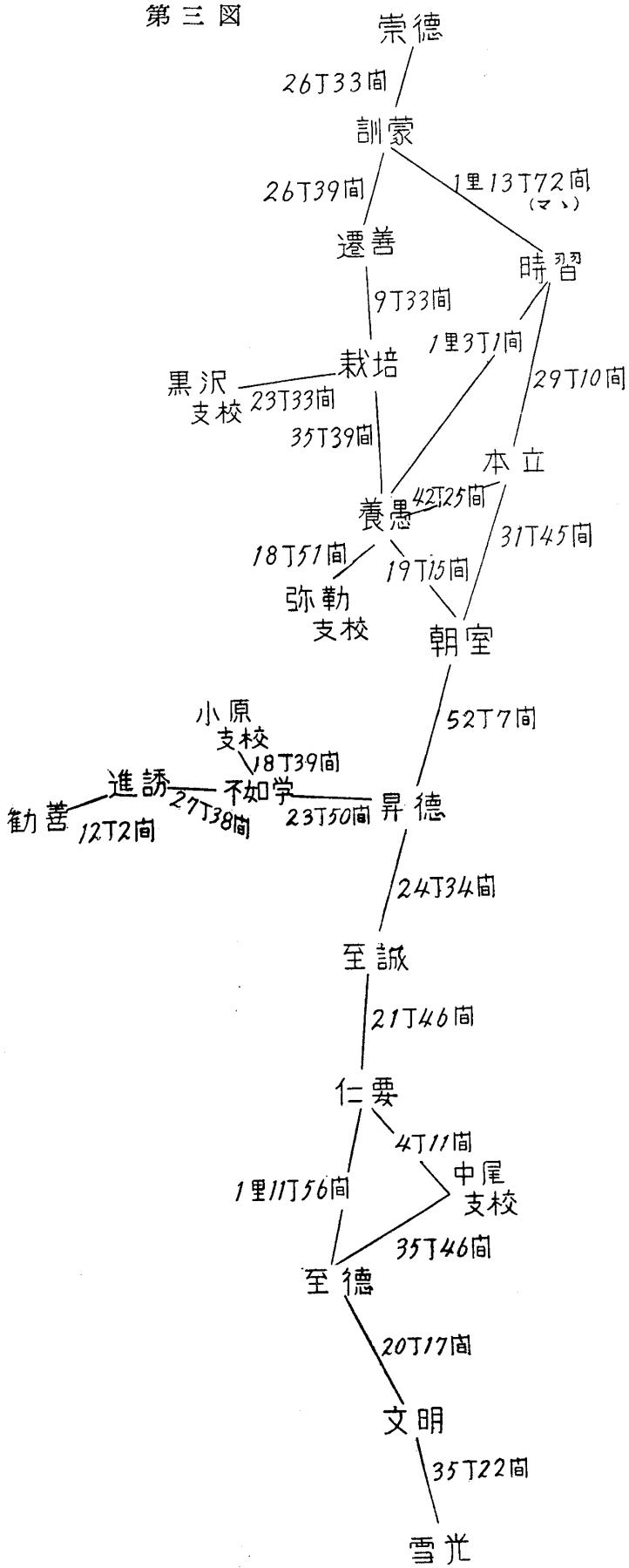
最 大	最 小	平 均
明治六年 九一四人（栽培）	二〇九人（雪光）	五三五人
明治七年 九三五人（栽培）	二一六人（雪光）	五六一人

平均人口からすると学校数は概ね妥当するのであるが、浦村の雪光小校・芝平村の時習小校は二〇〇人台でありながら本校を設けているのである。これは管内触にいう「数区申合一校ヲ大イニ設置」すべき趣旨には反するものであるが、土地が広がり部落間の距離が遠く、更に奥地から山道を辿つて通学する学童もあつたので合併することができなかつたのであろう。第二図「第十八番中学区之内中原豊太郎受持所之図」によつて各校間の距離をみると、第三図のようになる。

また各村とも村の経済力の如何に拘らず自村に学校を置くことに熱心であつて、多くの犠牲を払つても開校を望んだのである。そのために学校の設置・維持の資本となる学校元資金或いは加入金の拠出にも多額の支出を行つてゐる。各校の元資金の最高・最低・平均をみると次のようになる。

画像 非公開

第三図



明治六年十月学校元資金	最高	最低	平均
学 校 二八八円	二八八円	一〇円	一〇円
村民一人当り 三一錢(昇徳)	(昇徳)	(昇徳)	(昇徳)
利子 年一割	一〇円	三錢八厘(時習)	一八錢七厘

明治六年の元資金は各村の経済力に応じて自発的に拠出されたものであるが、「六年十一月に至つては一校の元資金定額を千円以上とし、これに充たざるものは更に増額せしむるか或は数校合併を行はしむこととなつた」(「平野村誌」)のである。しかし幸いにも元資金の高だけによって分合せしめるというような不見識に陥ることはなかった。

管内学校之儀漸次設立當今粗整頓ニ至リ候得共末タ以テ元資充分ナラサルヨリ先般相達候通一校千円ニ満ルニアラサレハ近傍合併設立ノ筈ニ候得共右ハ不得止ニ出ル事ニテ決テ悠久ノ法ニアラス然ルニ土地ノ形勢ニ寄候而ハ為之村々距離之不便ヲ生シ却テ少年通学ノ道ヲ失ヒ候様ノ儀有之哉ニ相聞候間右等無余義分ノ元資相当備リ教師給料書籍買入方等出来候ハゝ當分之内先以分離可差許候間学区取締ニテ精々注意シ受持之小学適宜ニ分合之儀区長正副戸長等ト商議シ二月十五日迄ニ可申出事（明治七年一月三十一日）

形式的に整備することよりも実質的に機能しうることに重点をおこうと意図したのである。それでも各村では自村から学校を取り上げられまいとして目標額を達成するために村民に過重な経済的負担を課すことになった。

元資金は明治七年には増額されて次のようになつた。

明治七年十二月学校元資金

最高

最低

平均

学 校	一、三〇〇円	(養愚)	五〇九円	(時習)	九五〇円六五錢二厘
一戸当り	一四円二九錢九厘（進誘）	五円六一錢一厘（昇徳）	八円 四錢四厘		
村民一人当り	二円七五錢九厘（進誘）	一円一一錢七厘（昇徳）	一円六九錢四厘		

平均では明治六年における金額の十倍に近い数字を示している。更に利子は七年四月までは一割であったが、次の県布達により五月から一割五分に引上げられたのであるから、その負担は少からざるものであった。

県布達第八十六号（明治七月五月）

学校資金ハ学事盛隆ノ基礎タルハ言ヲ俟タズ然ルニ是迄資金ノ利子定度無ヲ以其土地人民ノ都合ニ寄元資ノ高ヲ昂ゲ其利子ニ到候テハ最低フスルノ弊ヨリ或ハ其名有ツテ其実拳ラサルモノ有之甚以不都合ノ至ニ付普通ノ利子ニ不拘以来ハ学校元資金利子ニ限年一割五分ヨリ不相下様可相心得畢竟教法ノ費途ニテ人智開達シ村柄ヲ富マシメルハ此財本ヨリ發萌候儀ニ付努メテ募金シ後來ノ目途可相立候此旨相達候事

「上伊那郡史」によつて旧藩時代の石盛による村の等位をみると次の通りである。

上上村 勝間・小原・山田

上村 溝口・黒河内

中村 黒沢・栗田・板山・弥勒・山室

下村 的場・野籠・片倉・御堂垣外・水上・四日市場・台・北原・荒町・市野瀬

下下村 芝平・荆口・浦

元資金額最低の時習小校の所在する芝平村は下下村であり、加えて人口も少く、元資金千円の規定の半額にしか到らなかつたのである。芝平村の外、下下村に属する浦村（雪光小校）は六〇〇円、荆口村（本立小校）は六五〇円でいずれも最下位である。それぐの総額は少いが戸数・人口も少いためその負担は逆に大きくなっている。一人当り負担額は上上村の下山田村（進誘小校）・上山田村（勧善小校）が一、二位を占め、三位に浦村（雪光小校）があり、荆口村（本立小校）六位・芝平村（時習小校）八位となつてゐるが、それでも最下位の非持村（昇徳小校・一円一錢五厘）の倍額を負担させられている。

芝平村・荆口村については「説論要略」に次のように述べられてゐる。

筑摩県管内。旧称入ノ谷郷ト云。芝平村・荊口村ハ。四山重疊ノ間ニアリ。人屋溪間ニ結ヘリ。僻地謂フヘカラス。日ニ樵兄漁弟ニ親ミ。山川ノカセキヲ以日ヲ送リ。邂逅ニ士人ノ通行スレハ村内呼応シテ。見物ス。其景況殆桃源仙舎ニヒトシク。世間ニ疎キモノゝ如シ。況ヤ文字ナト措テ不問ナリ。

三峯川の分流山室川に沿つて金沢峠に至る山道に点在する村々は、景観は桃源仙舎にも譬えられようが、現実は食しさのみを惟わせるだけである。両側に迫る連山の斜面には開墾の余地はなく、僅かに炭焼・製薪にたよつて家庭経済を支えているにすぎない地帶である。また当時の交通は甲州街道青柳から金沢峠を越えて西に御堂垣外村に至り、杖突街道を南下して高遠へ出たので、交通路に面した村では旅人に担われてくる文化の片鱗に触れることが多かったであろうが、芝平村、荊口村はそれからも閉め出されており、「世間ニ疎キ」まゝに取り残されていたのである。続けて「説論要略」は次のように述べてゐる。

然ルニ今般權令（永山盛輝）廻村シテ。其光景ヲ見ルニ。山林ノ間ニ学旗ヲ翻シ。一校アリ。到リ見ルニ机案陳列。生徒団集シ試験スルニ。盤上ノ鳥跡速力ナリ。山間の民物如斯開化ニ至ル。抑聖旨ノ濫クトコロト雖。將具治ノ勸奨ニヨルモノカ。

註

「説諭要略」は筑摩県権令永山盛輝が、管内の教育の振起を図ることを意図して、七年三月より「伊那諏訪両郡ヲ巡廻シ。二百三十餘校ヲ巡檢ス。殆六十余日経タリ。一日二里ト見倣シテ百八十里ヲ跋涉」（「説諭要略」）し、また県民に教育の緊要なることを説得して歩いた際の様子を隨員権少属学校掛長尾無墨（旧高遠藩士族）が記述したものである。（なお永山権令の教育行政に対する批判とその教育思想の解説が必要であるが、本稿では筑摩県布達の文面をそのままに捉えて引用した。）

「生徒輯集シ其業ヲ試験スル」とあるのは、近在の数校の生徒を一校に集め、権令が生徒の進歩の状況を検するものである。「県治ノ勸奨ニヨルモノ」といつているが、学校の設置が既に村經濟を圧迫しており、また権令の巡視とあって正副戸長・学区取締・学校世話役・教員が欠席勝ちの生徒を集めて授業を行い、「盤上ノ鳥跡速カ」なる様を示すために訓練を施したのであるから、「説諭要略」の言葉をそのままに受けとることはできないが、それについてもこの僻地に学校を設けることに協力した人々の教育的関心は興味あることといえよう。

筑摩県における学校設置の状況について「説諭要略」は次のように記している。

筑摩県管下。設立ノ学校。五百余校アリ。皆ナ学轍ヲ樹テ。普ク紅白段染ヲ以テ。揚標シタリ。権令廻村シテ。遠ク山河ヲ跋渉シタリシニ。学轍迎ヘ。学轍送ル。百里ノ行途旗影ヲ踏サルハナシ。就中舟ヲ倩テ天竜川ニ泝ニ。東西ノ村落ハ松樹ノ中に隠見シ。学轍參差。風ニ翻。日ニ映シ其眺望奇ト謂フヘキナリ。心有旅人ヘ。学校ノ世話行届シトテ。感慨ヲ起サルハナシ。

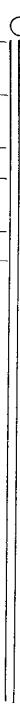
授業料は学制第九十四章より第九十七章にもとづいて、「受業料 每月相納分 上等十二錢五厘 中等六錢二厘五毛 下等二錢」と定められ、「但一家一人ノ子弟入校ノ者上等ノ者ハ中学ノ受業料ヲ納メ中等ハ下等ノ受業料ヲ納ムヘシ三人以上ノ者ハ二人ノ外受業料ヲ出スニ及ハス候事」

筑摩県管内の学校数は明治六年二月廿四日県布達第十二号によると、「当県創置以来追々有志者ヲ募リ私費学校ヲ施設シ当今毎区小学校第百番ニ及ヘントス云々」とあり、「長野県教育之現在及沿革概況」には当時の長野・筑摩両県に二二〇校あったとされている。明治七年については同書では三三〇校となっている。「説諭要略」前記引用の「筑摩県管下。設立ノ学校。五百余校アリ。」と合致しないが、「説諭要略」の校数は分校をも含めてのものであろう。

「学旗」・「学轍」について明治六年十一月七月、筑摩県布達がある。

各区学校新規營繕へ勿論旧寺院並居宅借受候分共位置建坪間取之都合並門扉木迄巨細繪圖面美濃紙ニ認メ学区取締ニテ取纏メ尤毎校著數相見候様旗号相建可申儀ニ付右繪面江書加江来ル十一月二十日限り可差出候事

但旗号之儀ハ左之雛形ニ倣ヒ可申事



(旧長野県では上下段赤、中段白で
中段に校名を記入(横書き)する)
定め段なつていた。

と明治五年に県より達せられている。また第九十四章但書・第百章但書による授業料の免除が明治六年四月に県より布達された。

年令入校スヘクシテ就学之志有之ト雖モ極テ難済學費等差出兼候者ハ前同様實地篤与取調願出ヲ詮議ノ上入校差許コトモ可有之事

明治七年十二月この地域の学校では県の定める下等三錢（至徳小校）を最高とし、多くは二錢若くは一錢五厘を授業料として徵集しており、荊口村本立小校では元資金利子のみを唯一の収入として授業料は徵集しなかつた。また、授業料の外に月謝と称して一厘五毛を徵集するものもあつた。

学制頒布により教育の場が寺小屋から学校へと切換えられたとき、寺小屋師匠で学校の教師になつたものの多いことが報告されているが、中原取締受持区域の学校の場合をみると、明治五年第十八小校支校として下山田村学校が開かれたとき、矢沢安継が教員を申付けられている。矢沢安継は第二表寺小屋調のうち、河南村矢沢覚弥と同一人であり、下山田村学校が進誘小校となつたときにも勤続している。明治六年以後では藤沢村上村素白が遷善小校、長藤村原谷由三郎が広徳小校、河南村北村勝七が不如学小校の教員となつてゐる。なお小原村の私設学校、求徳館三明会の設立発起人の一人伊藤伊藤治は同村文谷小校の教員となつた。

各校教員の明治六年七月から七月十月までの動きを学校明細表と一覧表とによつて迫ると第七表（一二二頁）の通りである。

第七表によると六年七月から十月へかけては教員の移動はないが、六年十月から七年五月へかけて広般な交替がみられる。それ以後の半年間は略々膠着している。この一年半の間勤続しているのは進誘小校矢沢安継と栽培小校から不如学小校へ転任した内田準一の二名であり、崇徳小校小川滋水・訓蒙小校岩崎助信が一年二ヶ月間に亘つてゐるにすぎない。

明治六年十月と七年五月との間にみられる教員の退新任の断層は何に由来するものであるか、そのことを知る直接の資料はもたないが、次のような理由があつたのではないかと考えられる。

従来の寺小屋師匠には法的な制限がなく、自ら欲して開業するか、或いは人々に請われて教えるかであった。それが学制が頒布され、その第四十章に資格が規定されることになった。もちろん当初は制度未だ整わなかつたために、便宜的に家塾私塾寺小屋師匠がそれに当てられていた。そのため形式は学制を踏襲しながら、その内容・実態は依然旧態に留まつてゐたのである。殊に地方では教員養成機関の設置がおくれたため、新し

第七表 各校教員移動調（）内は身分並に年命、——は勤続、……は転勤、（仮）は仮教員を示す。

学校名	明治六年七月	明治六年十月	明治七年五月	明治七年九月	明治七年十二月	資格取得年月日	免許番号
崇徳蒙善培愚進勵善培愚進	守屋甚八郎(農) ——	小川滋水(土・一六) —— 小川滋水	—— 小川滋水	—— 小川滋水	—— 小川滋水	七・一二・八	八七
藤沢吉郎平(農)	上村素白(僧) ——	岩崎助信(士・二二) —— 岩崎助信	—— 岩崎助信	—— 岩崎助信	—— 岩崎助信	七・一一・五	四六四
内田準一(士)	内田準一(士・六五)…	原政治(士・一八) —— 原政治	—— 原政治	—— 原政治	—— 原政治	七・六・九	二四五
北原恭近(士)	北原恭近(士・六二)	北原地球治(平・二二) —— 北原地球治	—— 北原地球治	—— 北原地球治	—— 北原地球治	七・五・二五	一九九
矢沢安繼(士)	矢沢安繼(士・五二)	西村久平(平・三〇) —— 西村久平	—— 西村久平	—— 西村久平	—— 西村久平	七・六・九	二三九
北村勝七(士)	北村勝七(士・四三)	内田准一(士)	内田准一	内田准一	内田准一	七・三・二三	一〇八
池上久太郎(農)	池上久太郎(農・三五)	伊藤伊藤治(准一)	矢沢安繼(士)	矢沢安繼(士)	矢沢安繼(士)	七・三・二三	一〇七
上条宥元(僧)	上条宥元(僧・四〇)	内田准一	内田准一	内田准一	内田准一	七・三・二三	一〇七
大藏長十郎(工)	大藏長十郎(工・五八)	川面道隆(士・三三) —— 川面道隆	—— 川面道隆	—— 川面道隆	—— 川面道隆	七・五・二五	二〇七
望月日邊(僧)	望月日邊(僧・三二)	原光蔵(士・二七) —— 原光蔵	—— 原光蔵	—— 原光蔵	—— 原光蔵	七・五・二五	二〇五
右田日明(僧)	右田日明(僧・四二)	福島権太郎(士)(仮)	右田光蔵	右田光蔵	右田光蔵	七・一〇・二〇	四八一
北原久栄(農)	北原久栄(農・四〇)	原見序(僧・一六)	原見序(僧・一六)	原見序(僧・一六)	原見序(僧・一六)	七・一〇・二〇	四八一
宮沢久平(農)	宮沢久平(農・五八)	右田日明	右田日明	右田日明	右田日明	七・一〇・二〇	四八一
北原富三郎(農)	北原富三郎(農・二四)	川面道隆(士・三三) —— 川面道隆	—— 川面道隆	—— 川面道隆	—— 川面道隆	七・五・二五	二〇七
埋橋朝賢(神)	埋橋朝賢(神・三二)	杉崎了寛(僧・四五) —— 杉崎了寛	—— 杉崎了寛	—— 杉崎了寛	—— 杉崎了寛	七・六・一七	二一三
山口俊竜(僧)	山口俊竜(僧・四四)	保田将常(士・二八) —— 保田将常	—— 保田将常	—— 保田将常	—— 保田将常	七・六・九	二三九
黒河内八造(農)	黒河内八造(農・四二)	深谷勇(士・三〇) —— 深谷勇	—— 深谷勇	—— 深谷勇	—— 深谷勇	七・六・一七	二一三
西村久恵六(農)	西村久恵六(農・五二)	有賀宗茂(士・四二)	中原雅太郎(平・五)(仮)	中原雅太郎	中原雅太郎	七・五・一四	一五五
熊野周造(僧)	熊野周造(僧・二八)	中原嘉六(平・三)	中原嘉六	中原嘉六	中原嘉六	七・九・一四	四一〇
滝沢宗庵(医)	滝沢宗庵(医・六三)	滝沢宗庵(医・六三)	立石業広(士・一六)	立石業広	立石業広	七・一・五	四六八
玉浦徳鳳(僧)	玉浦徳鳳(僧・二七)	玉浦徳鳳(僧・二七)	立石業広(士・一六)	立石業広	立石業広	七・一・五	四六八
原谷由三郎(士)	原谷由三郎(士・三三)	伊藤伊藤治(農)	伊藤伊藤治(農・四六)	伊藤伊藤治(農・四六)	伊藤伊藤治(農・四六)	七・一・五	四六八

い教育に相応しい教員を得ることは至難であった。資格の有無よりも、教える人の有無が先決であったから、寺小屋師匠・神官・僧侶・医師・有識者をその任に当たのである。筑摩県でも事情は同じであった。それ故県では中央に次のような伺を出したのである。

小学教官之儀ニ付伺

大中小学教官並学生称号表面之儀昨壬申九月一日御達相成候処當県下之儀ハ兼而申上置候通小校幾ント第百番ニ至リ其後尤教員之儀ハ是迄等級モ確定不仕候ニ付學制御達ニ照準シ普及シ目途立候ヘト母教則適當之教員モ無之候ニ付当分別紙表面之通相定給分之儀ハ適宜ヲ以テ給与イタシ置不苦義ニ御座候哉比段御伺申候 以上

明治六年三月十日

文部卿 大木喬任殿

学制の示すところの理想を実現するためには学校の設置は無論のことであるが、それとともに教員の質の如何が問われなければならない。

各校教員ハ其学区ノ子弟ヲ教育シ人民才智ヲ開キ身ヲ脩メ他日國家有用ノ材トナラシムルノ職掌ニシテ其負荷豈重シト云ハサルヘケンヤ爰ニ於テ曾テ教授ノ良貴ナルヲ撰ヒ訓導ヲ命シ各所ニ派出シ其教務ヲ掌ラシム然ル上ハ其学区内ニ不学不術懶惰不良ノ徒勿ラシメンコトヲ区戸長等ニ協議勧奨シ精々教務ヲ勉励御趣意弥以貫徹センコトヲ要スヘシ（以下省略）

明治六年十月

筑摩県権令 永山 盛輝
筑摩県権参事 高木 惟矩

「教授ノ良貴」とは単に質的向上のみを意味するのではなく、新しい教育理念にもとづいた教育観・教育技術を会得し、新知識を所有することでもあったのである。東京の師範学校の出身者が地方に派遣され、主要都市の師範学校で教員の養成を行うことになっていたが、まだ卒業生を小学校に迎えるに至つていなかつたので、教員の再教育によつてそれに替えることになった。

筑摩県師範学校は明治六年五月、松本町に師範講習所として設置された（「松本市開智小学校沿革概要」）。教員の講習がいつから行われたかは不明であるが、訓蒙小校教員岩崎助信の「訓蒙学校日記 明治六癸酉年從九月」によると同年十月七日に講習所へ受講のため出頭し、第二十七号の免許番号をとつて从此から、第一回の講習は十月七日から行われたのであろう。

「訓蒙学校日記」に次のような記事がある。

なお岩崎助信が松本へ出発する十月五日に、同人の父岩崎博秋（時雍小校訓導）が訓蒙小校所在地御堂垣外村の止宿先に行き、跡片付をなし見

送り、名代（仮教員）として安田又太郎（金六とも）を命じた旨が、博秋の日記に見られる。

十月六日（「訓蒙学校日記」より）

一、六日 松本江六ツ半時到着

一、七日 師範講習所ニ而講義相済二時頃相退申候

一、八日 九時過罷出 午后一時ヨリ数学稽古三時迄

（省略）

一、十二月十二日 天氣権令公御出席にて大試験相済申候

この二ヶ月間の講習を終えて、十二月八日附で第二十七号の教員資格を取得したのである。

現職教員がそこに留まるためには、また新たに教職に就こうとするものは師範講習所に行って長期間の講習を受けて資格をとらなければならぬ。また教員は週日の定時には学校に詰めていなければ「懶惰不良ノ徒」の刻印を押される。忙しい家業の傍ら余暇を教授に当てゝいた人たちには講習のために松本へ出張することも、そのために日数を費すこともできなかつたのである。また稼ぎ時の日盛りを連日教室にあって、田畠を妻子の手に預けておくなどといった余裕はなく、もしそのようなことをすれば教育も生活も共倒れになつたのである。更に明治六年十月には、「米一石一斗五升八合 代価見積二円八拾九錢五厘」（広徳小学校田畠益）であったから、一校の教員給料年額最高三六円（月割三円）、最低五円四一錢六厘、平均が一五円二八錢（一円二七錢三厘）とあつては教職とはそれを唯一の収入源としては到底家族を養うことのできない職業であり、また家業をもつものにとってはそれを犠牲にしてまでも留まるべき職業ではなかったのである。（唐沢富太郎著「教師の歴史」一四〇頁参照）「長野県教育之現在及沿革概況」（信濃教育会編）によると明治六年筑摩県教員給与の年額平均は二八円六二錢であったから、この地域の給与は極めて低かったのである。第九表（二九頁）でみると明治六年十月と七年五月との間に神宮・僧侶・医師・農業が激減しているが、このことにもとづくものである。このような人たちが教壇から遠ざかるようになると、替つてその席に就くものは家職をもたなかつた士族なのである。教職が片手間仕事から専門職へと変つて、資格が要求されるようになつたことが明治六年十月と七年との間に断層を作る原因となつたのである。

第一の理由に教育内容と方法との変化によることが考えられる。旧來の教育は資格の有無に拘らず、師匠の人格なり学識なりを中心として行わ

れ、師匠も亦自ら恃むところがあり、他からの干渉を好まなかつた。ところが明治五年九月八日「小学教則」が布達されると教育の内容も教授法も規定されるようになる。「僻険貧村ニシテ器械書籍完全ナラサル校」（明治七年八月八日 筑摩県布達）ではたとえ単語図が掲げられ、小学読本が読まれるようになつても教授法は未だに寺小屋式から一步も出ることなく、教科書に不足すればまだ価値を失うことのなかつた往来物・漢籍が用いられ、教師も亦これに執着することが多かつたのである。県ではこのような状態を改めるために監督を厳しくすることを命じた。

旧来用來候無用之書物ヲ講読シ小学教則之書籍ヲ講セサル様ニテハ最不都合ニ付爾後教則外之書籍相用候儀嚴禁之事

但学区取締毎月不忘受持区内致巡回学校之景況翌月十五日限以郵便県庁へ可及聞申事

明治七年一月三十一日附

僻険貧村で新しい教科書も需め難い学校に対して教則外の書物を使用してはならないという矛盾も新しい制度を実現するための強行手段であつたが、それが強制されるとき教師の自由な裁量が狭められ、教師の思想・学問に対する干涉として觀じられ、文明開化を至上とする教育思想と翻訳教科書とは漢学的教養人から教育に対する情熱を奪うに至つたのである。

高遠町第十八小校、後の時雍小校の北原安定は明治七年三月病いの故に退職を願い出るが、「対月楼隨筆」に次のように書いている。

此時一般ニ学校ニ聖像ヲ掲ケス、經書ヲ廢スル時勢トナレリ、余幼年ヨリ學問ニ志シ、深ク孔夫子ヲ尊信ス、孔子ノ道ハ五倫ヲ治ルノ教ニシテ、凡五倫アレハ此道須臾モ廢スヘカラス、今聖像ヲ撤シ經書ヲ廢スルニ至ル、是何事ソヤ、余何ヲ主トシテ生徒ヲ教育センヤ、爰ニ於テ屡々辭職ヲ願ツテ、後ニ免セラレタリ、

その後学校執筆を勤めたこともあるが、「市中近郷学令後ノ少年生數十人挙ツテ教授ヲ講フ」たので私塾を開き明治三十年まで続けている。塾に掲げられた課業表は次のようなものである。

前期課業 素読——四書・五經・八大家文

講読——十八史略・日本外史・文章軌範・元明史略・日本政記・左氏伝・史記・国語

講義——四書・小学

余科——孔子家語・蒙求・詩集類

明治初期における小学校教育の成立過程

後期課業 講読——資治通鑑・鋼鑑易知錄

講義——五經

余科——荀子・管子・老子・莊子・韓非子ノ類

前時代の教養人が教壇から去ると、そのあとに新しい時代の風潮に順応することができる青年層が現われたのである。この交替の結果、

教員の平均年令は四一才から二八才へと若返ってゆく。第八表のように明治六年には三〇代から五〇代に集中していたものが、七年には三五才以下へと移動している。この現象はこの地方の教育が旧い殻を脱ぎ去り新しい理念にもとづいて再建されはじめたことを示すとともに、将来の教育県長野県建設の発足を予告するものであるといふことができよう。

明治六年「学校明細表」によつて各校の教員数をみると、二名・三名がそれぞれ二校、他は一名となつてゐる。明治五年に第十八小校が創立されたときには訓導・権訓導・数学掛・習字掛・洋学課訓導補の五名がおり、同校支校下山田学校開校のときには「矢沢安継、下伊藤隆太郎・志賀政弥、上西村久平・田村忠衛」の五名が挙げられており、また他の支校でも「数学世話」として二名ずつ申付けられている。「世話」は無給の役であつたと思われるが、読書・習字・数学のそれぞれにおかれなものゝようである。

六年の本立小校明細表には「^僧右田日明・^農北原久栄・^農宮沢久平」とあり各科を分担していたことが窺われる。昇徳小校では「^農池上久太郎・^僧上条宥元・^工大藏長十郎」とあり、これも同断であったのであらう。

授業生若くは助教をおいたことが明らかなのは三校である。栽培小校では「助教給料金十二円但生徒ニテ相勤一ヶ月一人」と記載されており、至誠小校には「授業生三人」があり、仁要小校の助教は真壁貴経から里見正義に代り、授業生に内藤力雄の名がみえる。

第七表明治七年九月の欄に仮教員が五校（遷善・本立・至徳・文明・雪光）にいるが、仮教員とは「教員講習所入校ヨリ卒業迄」（本立小校明

年 令	教員年令調	
	明治六年	明治七年
62—66才	2	1
51—60	5	1
40—46	7	3
31—35	4	2
27—30	2	3
21—24	1	6
15—18		
平均	41.1	28.3

細表)代って教鞭をとつたものである。

なお明治七年十二月調「学校明細表」によると教員給料は月額五円乃至三円、平均四円四三錢五厘(年額五三円二三錢、但し養愚小校の分を除く)となり、筑摩県平均三円三九錢五厘(年額三〇円七四錢)を上廻るに至る。

またこの年の十月に次の県布達が発せられている。

当管内学事追々緒ニ就キ今日ニ至略将来維持ノ方法モ相立候処教員卒業以後教授ノ熟否且給料末タ一定ノ規則無之ニ付本年十二月一日ヨリ當師範学校ニ於テ各校教員ヲ検査シ更ニ別紙定規ニ拠リ夫々等級相定候筈ニ候条此段兼テ布達致置候事

明治七年十月十二日

筑摩県権命 永山 盛輝

別紙

教員等級表

等級 月給

五等訓導 六円ヨリ拾円迄

四等訓導 拾六円ヨリ拾五円迄

三等訓導 拾六円ヨリ武拾円迄

二等訓導 武拾壹円ヨリ武拾五円迄

一等訓導 武拾六円ヨリ三拾円迄

明治六年五月、松本に師範講習所が開かれ、教職に就くものは講習を受け資格を取得せねばならなくなつた。このような新しい事態に対し最も早く適応することができたのは年令の若いものである。明治六年十月の教員のうち、小川滋水(一六才)と岩崎助信(二一才)とが先づ講習を受け、四〇才のものはそれを拒否している。家業をもつが故に受講するための時間もなく、また教職を専業とする意志もなかつたためであろう。或は自らの学問的経験に怜持せるが故でもあつたのであろうか。しかしその中で内田準一と矢沢安繼は、六六才と五三才でありながら青年群の中に机を並べて受講していたのは奇観ともいえよう。この人たちは教職以外に生活の方途をもたなかつたのであろうか。それとも教育に生きるこ

とを使命と觀じたためであろうか。または旧き指導者・武士から新しい指導者・学校教師への転身を意図したが故であつたのか。免許番号は同年月日附第一〇七号・第一〇八号となつてゐる。

修業課程の記載に師範科卒と講習所卒と二通りあるが同一であり、期間は開所当時は二ヶ月間（岩崎助信の場合、明治六年十月七日より十二月十二日まで）で、七年には四ヶ月と改められる。中原雅太郎の履歴書によると「自明治七年二月至同年五月 四ヶ月間 松本師範講習所ニ於テ下等小学師範学科修了」とあるのをみる。

明治六年十月の教員の出身地をみると二十四名中二三名は筑摩県であり、その二一名は学校所在地の村から出たものである。訓蒙小校岩崎助信が東高遠花畠、崇徳小校小川滋水が諏訪神宮寺の出身であつて、この二名が出身地と学校所在地を異にするものである。唯一の例外は昇徳小校大蔵長十郎で、近江愛智県君ヶ畠村の出身で伊那郡台村に寄留する者であつた。職業は工となつてゐるから恐らく手職をもつて渡世としこの地に移つてきしたものであろう。それが偶々この期に会い教員となることを需められたのであろうか。

教員の身分・職業を分類すると第九表の通りである。

六年には僧侶・農業が多い。士族の中三名はかつて寺小屋師匠であつたものである。

明治七年の教員の身分をみると、六年に比べて平民が減り、士族が増えている。また出身地と勤務地との関係をみると一七名全部が他村の出身である。これは学校創設当時にはその土地の僧侶・神宮・医師・農民、時に士族が教員となつたが、再教育が行われ、教職が専門職となると士族の境遇がこの新しい職業を選ぶに最もよい条件であつたし、それ以上に選ばなければならない状況におかれていたこと、次に教師が自意や懇請によって決つていたのが任命制度に変つたことによるものである。

七年十二月本立小校右田見序は、六年同校教員・弘妙寺住職右田日明の弟子である。

学制頒布当初、その趣旨が徹底せず、学校教育に対しても人々の関心が盛り上らなかつたため、多くの人々は学校を無視して昔ながらの寺小屋へ子弟を送つたり、或いは教育の必要を認めなかつたり、或いは経済的な理由から就学を否するものが極めて多かつた。明治六年から八年までの全国・現在の長野県・旧長野県・筑摩県の就学率をみると第十表の通りである（「学制八十年史」・信濃教育会編「長野県教育之現在及沿革概況」

第九表 教員身分職業別調

	明治六年七月	明治六年十月	明治七年五月	明治七年九月	明治七年十二月
士族	5	7	11	11	10
官	1	1			
僧侶	7	7	4	2	2
師	1	1		1	
医	11	8	4	3	5
(農)	(10)	(7)			
(工)	(1)	(1)			
計	25人	24人	19人	17人	17人

第十表 就学率の比較

	全 国	筑摩計 長野	長野県	筑摩県	中原受持地域
明治六年	男女	39・9	75・3	71・3	78・9
	女	15・1	23・0	24・3	21・7
	計	28・1	50・4	48・9	51・7
明治七年	男	46・2	84・8	79・3	89・4
	女	17・2	40・9	32・1	49・2
	計	32・7	64・3	56・7	71・2
明治八年	男	50・5	79・2	75・1	82・7
	女	18・6	46・6	32・3	59・4
	計	35・2	64・2	55・0	72・5

による)。

三ヵ年とも長野県・筑摩県とも全国平均を上廻つており、明治十年には大阪府・東京府に次いで現在の長野県が第三位を占めている(「学制八十年史」による)。この地域の就学率は明治六年には筑摩県のそれより低いが、七年には稍々上廻るようになり、その中でも女子の就学率は飛躍的に上昇するのである。

各校の就学状況は明治六年十月調・明治七年十二月調の「学校明細表」に詳細に記録されている(第四表・第五表)。もちろん学籍にのつた就学生徒が必ずしも規定通りに出席していたことは限らないのであって、単に名のみを連ね全く登校せざる者も極めて多かつたのである。出席の甚だしく悪かったことは中原取締の日記にも度々見られるところである。(明治八年八月一日七四頁参照、同年五月二十八日九二頁参照、明治九年四月十五日一〇四頁参照)

第四表・第十表によつて明治六年の就学状況をみると、就学者は学令児の四一・三%で、その九四%は男子によつて占められている。女子は六%であつて十八校中五校にいたにすぎないということは当時の女子教育觀がなお前時代のものによつて支配されていたことを示すものといえよう。しかし文谷小校は女子学令児の八五%が就学しており、男子の就学率に劣るところがない。なお広徳小校の明細表には就学者「男五拾六人」とあるが学令児男子は四一名であるから、女子を含めた人数か、十四才から二十才までの男子を含めたものかは明らかでない。

なお六年「学校明細表」には「六才ヨリ十三才マデ年令ノ者」に並んで「十四才ヨリ二十才マデ」の者の人数が記載されているが、就学者数を年令によって区別することができないためそれぞれの就学者率を明らかにすることが不可能であった。当時十四才以上の就学者があつたにしても就学者の年令が逐次年少に傾いているので、本表では六才より十三才までと統一した。しかし十四才以上の就学者も皆無ではなかつたのではあるから、その場合の就学者率をみると、男子四一・九%、女子二・三%、計一三%と低下する。

明治七年（第五表）になると就学者率は各校とも六〇%を超えて、その中でも進誘小校は一〇〇%を示しているが、これは当時の地方教育にあつては稀有・異例のことといえよう。六年十月にも七七・九%、を示し、また七年九月にも十二月と同様在学生徒五十七名を報告している。

七年の就学者は前年の一七倍となり女子の就学者は一一・二倍と上っている。このような女子就学者の激増はどのような動機によるものであろうか。永山権令の説諭が如何に熱心であつたとしても、或いは駐在巡査の就学・出席の督促があつたとしても「女子ノ如キニ学問セシムルハ其淑徳ト優美トヲ損フカノ如ク感ジ多ク其必要ヲ認メ」（「河南村誌資料草案」）ないのが長い間の一般通念であつたのであるから、このような変化はそう容易に成し遂げられるものではないであろう。両親や学童と接触する機会の多い学区取締や学校世話役、また教員の弛ゆむことのない説得がこれをなきしめたのであろう。だがそれとともに女子教育への道を開くことを可能ならしめる何ものかがあつたからではなかろうか。

就学者率	明治六年		明治七年	
	就学率の分布		明治六年	明治七年
100%			1	1
95—91%			2	5
90—81%			1	8
80—71%			1	2
70—61%			4	5
60—51%			4	5
50—41%			3	4
40—31%			4	4
30—21%			3	3
20—11%			1	1
10—1%				

就学者率は第十一表のよう六年では六〇%以下に偏っているが、七年には各校とも六〇%を越えて

ているのは著しい特徴である。

就学者率一〇〇%を示す進誘小校についてみると、小学校生徒の外に「二十五名夜学生徒」の在ったことが報告されている。夜学校については明治七年一月三十一日に県の達があつた。

各村々毎日ハ夫々職業筋モ可有之義ニテ自然就学差支之向無之トモ難申ニ付右等不得止分等ハ有志之者申合セ仮令ハ食料薪炭或ハ灯油等迄共出シ夜学校之設有之可然候間見込相立可申事

但シ之カ為ニ完整セル学校ヲ設立セサル義決テ不相成事

経済的な理由で就学しえないものに教育の機会を与える目的をもつて夜学校の設置が行われたのであるが、下山田村では十三才までの学令児は

悉く就学しているのであるから、夜学生徒があるとすれば学令以上の子弟でなければならない。七年五月の「中原取締受持一覧表」の中、進誘小校の欄に「十四才以上就学生徒男二十五人」と記入されていると合致する。しかしその教育内容は、小学校の男子が八級から五級まで、女子は八級と六級とのみしかなかったのであるから、下等小学教則の上級から上等小学の教科書を扱っていたとも考えられるが、寺小屋式に漢籍に重点をおくか、それとも実学的な学習を行っていたのかは明らかでない。他校における十四才以上の就学者は七年五月に六校・三一名、その十二月には七校・一七名となつてゐる。この点からも進誘小校は昼夜ともに「生徒鷗集シ」盛況であつたといわなければならない。

第十二表 進誘小校生徒学級・年令調

性別	年令 等級	六才	七才	八才	九才	十才	十一才	十二才	十三才	十四才	計
		5人	5人	7人	16人						
男子	五級				1	1	1	1	3	1	5人
	六級			2	1	1		1	1	1	5人
	七級		3	4	3	1	2	2	1	1	7人
	八級										16人
女子	六級	1	1	2	4	1	4	3	1	1	2人
	八級					6					22人
男子	計	3	6	4	2	2	4	5	6	1	33人
女子	計	1	1	2	4	7	4	3	2		24人
	計	4人	7人	6人	6人	9人	8人	8人	8人	1人	57人

註 六才は六年七月以上、十四才は十四年三月まで。

八級から一級へ十才から十三才まで、六ヶ月の学習を履んで進級することになっている。明治七年十二月の「生徒等級一覧表」により進誘小校在籍生徒の等級と年令との関係をみると第十二表の通りである。学級と年令とが合致するものは八級生四名のみであった。他はすべて年令に対して下級に在籍している。この現象は同校のみならず他の十六校でも同様である。第十三表「各校生徒等級調」は明治七年十二月の「生徒等級一覧表」の名簿を整理したものであるが、四級より一級までの学級ではなく、五級も十七校中三校で、しかもその生徒の七四・四%は八級生であった。明治九年の各校在籍生徒数は第十四表の通りである（「明治九年八月調査 長野県下小学生徒等級調」中宿家所用による）。各級の生徒数は略々均等であるべきなのが、学制頒布後四年を経過した明治九年でも一級から四級までの生徒数は全体の僅か一四%にすぎず、七級生二三・五%八級生、三九・二%と下級に集中している。しかし次表のように明治七年の各級生徒数の百分率と比較すると、相当の進歩が認められる。

下等小学	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級
明治七年	○・七%	一・二%	四・七%	六・二%	三・一%	一・四%	三・五%	三・三%
明治九年	〇・七%	一・二%	四・七%	六・二%	三・一%	一・四%	三・五%	三・三%

第十三表 明治七年各校生徒等級調(明治七年十二月)

校名	性別	一級～四級	五級	六級計	七級計	八級計	総計
崇徳	男女			5 5	7 7	23 17	40
訓蒙	男女			12 12	11 11	29 23	52
遷善	男女				10 10	33 13	46
栽培	男女			4 4	8 8	52 27	79
養愚	男女				14 14	58 28	86
勸善	男女			9 9	9 9	8 14	22
進誘	男女		5 2	7 7	7 7	16 22	38
不如学	男女		4 4	4 4	14 2	18 18	36
昇徳	男女			10 10	11 11	36 33	69
朝室	男女				10 10	30 28	58
本立	男女				7 7	21 7	28
時習	男女				7 7	13 15	28
至誠	男女			11 11	14 14	18 43	61
仁要	男女			5 5	9 9	12 16	28
至徳	男女		7 9	9 9	9 9	10 16	26
文明	男女			6 6	4 4	27 19	46
雪光	男女			6 6		4 6	10 16
計	男女		16 2	86 2	88 2	151 2	153 408 345
							753 1,010

第十四表 明治九年各校生徒等級調

校名	旧称	下等								上等	計
		一	二	三	四	五	六	七	八		
63 片倉	崇徳			3	6	12	16	22			59
64 御堂垣外	蒙訓	1		9	2	6	1	5	33		57
65 水栗野	遷善		10	6	11	11	19	31			78
66 上田	培養	2	1	20	15	1	29	44			99
67 野	篠				11	8	29	36			108
68 上											50
69 山	田			4	4	8	8	18			47
70 下	山			2	7	5	10	12			77
71 勝	田	1	9	1	1	16	11	30			133
72 非	間持			8	9	18	10	60			94
73 山	室			9	5	12	8	45			49
74 荆	口				3	5	5	16			31
75 芝	平				6	11	12	25			106
76 溝	口				1	9	5	25			59
77 黒	内瀬				4	2	6	10			46
78 市	河野				2	2	14	8			63
79 杉	島				4	1	2	5			22
80 浦				9		5					1,178
計		8	26	56	73	142	134	277	462		

進級は試験の合否によって決定されることになっていたので、年令の如何に拘らず学力によつて在籍すべき学級が決められたのである。そのため年長者でも年少のものと机を並べなければならず、兄姉であつても弟妹より下級に属する場合もあつた。進誘小校生徒の中、春日定十は十一才十一月で五級、同運之助は七才三月で七級、同加禰は九才十二月で八級にあり、また武井米吉は十一才六月、同徳治郎は七才五月でともに八級に在籍したのである。

河南村は三峰川を隔てゝ高遠町を北に望む段丘状の土地に展げており、河南村を構成する勝間村・小原村・上山田村・下山田村は他の村々とは違つて経済的に恵まれていた。これらの村は各村石盛でも上上村に属していた(一八頁参照)。その中でも下山田村が特に豊かであったことは青少年の人口比を他村と較べてみても明らかである。この地方では十二三才から他郷に出て職を求めるければならなかつたので、六才より十三才までの人口と十四才より二十才までの人口とを各年令平均でみると、十三才までのものが多く、市野瀬村(至徳小校)では六対四で十四才以上二十才のものが少い。これに対し下山田村は五対九の割合で十四才以上二十才のものがくなっている。このことは同村の豊かな経済が他

村からの若い労働力を吸収していたためである。

下山田村は高遠城にも近く、馬場が設けられていたため、村民が武士と接触することが多かつたので古くから文武の影響を受けもし、また財力を蓄えていたところから下級武士の株を買い土分となつたものも多い。そのため当時「下山田・小原・勝間ノ三ヶ村ハ地理上高遠藩ニ近接セルノ故ヲ以テ（約三〇〇戸のうち）少禄ナル士族六拾余戸住居シ」（「河南村誌資料草案」）ていたのであるが、中でも下山田村では士族と平民との戸数は略々相半ばし、就学者をもつ家庭四三戸についてみても士族二一戸、平民二二戸となつてゐる。経済的に有利な条件が整つていたことと、たゞ軽輩とはいえ士族が多かつたことがこの村の人々の教育的関心を燃んならしめた理由である。

この村は学校元資金の出資負担額でも明治七年には最高であり（一八頁参照）、また学校世話役についてみても他村以上の協力を示している。明治七年の各村各校世話役の戸数に対する最高・最低・平均は次の通りである。

最高 進誘小校（下山田村）	一一一・〇戸 //
最低 朝室小校（山室村）	三・六戸に一人の割合
平均	六・九戸 //

進誘小校は明治五年十一月八日、第十八小校第四出張所として開校した。「数学懸諸事控」には「一 下山田村学校此度開ニ付籠越 左之通申付ク 矢沢安繼 上諸田金治 伊藤隆太郎 志賀政弥 下西村久平 田村忠衛」とある。その後を中原取締の記録によつて辿ると、七年十二月まで教員は矢沢安繼とあり、第七表でみると、進誘小校は十七校中教員の変更のなかつた唯一の学校である。矢沢安繼は五年十一月より七年十二月まで（退職年月日は不明であるが、没年は明治十七年十一月十九日、享年六十才であった）ここに在職してゐたのである。教員が変らなかつたこと、その教員が旧寺小屋師匠であつたことと就学率が良好であつたこととの間にどのような関係があるのであらうか。

矢沢家は農をもつて業としたが士分となり、武道をもつて高遠藩に高五石五斗武人扶持で仕えるようになつた。安繼も亦旧藩主に仕え、大政奉還後は藩民政局小吏史生に任せられた。矢沢の寺小屋は都市にみる職業的なそれではなく、見められて非番の折、或は退序の後など勤務の傍ら教授する程度のものであつた。矢沢安繼は筑摩県に学校が開設されるや、教員を志すのであるが、もともと内職にすぎなかつた教職をもつて世に仕えることに如何なる使命を見出したのであらうか。五十三才をもつて松本の師範講習所において二十才前後の青年とともに学び、五等訓導の資格

を取得したのである。これは矢沢のものではなく、内田輝一の同様に、進徳館筆道教室であったが、五年八月二十日栗田村の第廿七小校の講師として出でたが、最初小校から不就学小校へ転ずるが矢沢と共に講習所に学んで資格を取得した。明治十六年である。筆耕に際して既に現境にありながら血の通じて教職に留ひたるが感心する所以である。

第十五表 不就学事由別調(明治7年12月調)

不就学 事由	難 漢		家 事		奉 公		病 気		離 村		遠 距 離		不 明		計							
	極難漢	難 漢	家 事	看 病	農 事	兒 守	職	兒 守	病 気	多 病	病 身	身 弱	廢 疾	目 痘	虫 痘	他 村 寄 留	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女
学校名	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
崇 訓	4	11							1	7											5	18
德 裝	1	2							2												5	23
善 培	3								3												1	30
愚 善	8								15												7	23
誘 善	4								2												7	17
勸 進	1								2												1	24
如 学	1	2							3												3	32
德 室	5								1												6	9
室 立	6	22							4												1	3
學 本	2								2												7	25
朝 时	5	4							1												1	3
昇 仁	6								4												6	9
時 至	2								1												1	3
至 文	5								2												9	18
雪 光	1								3												1	1
	1								5												1	1
	1								1												1	1
	1								2												1	1
	1								1												1	1
	1								2												1	1
	1								1												1	1
	1								2												1	1
	1								1												1	1
	1								2												1	1
	1								1												1	1
	1								2												1	1
	1								1												1	1
	1								2												1	1
	1								1												1	1
	1								2												1	1
	1								1												1	1
	1								2												1	1
	1								1												1	1
	1								2												1	1
	1								1												1	1
	1								2												1	1
	1								1												1	1
	1								2												1	1
	1								1												1	1
	1								2												1	1
	1								1												1	1
	1								2												1	1
	1								1												1	1
	1								2												1	1
	1								1												1	1
	1								2												1	1
	1								1												1	1
	1								2												1	1
	1								1												1	1
	1								2												1	1
	1								1												1	1
	1								2												1	1
	1								1												1	1
	1								2												1	1
	1								1												1	1
	1								2												1	1
	1								1												1	1
	1								2												1	1
	1								1												1	1
	1								2												1	1
	1								1												1	1
	1								2												1	1
	1								1												1	1
	1								2												1	1
	1								1												1	1
	1								2												1	1
	1								1												1	1
	1								2												1	1
	1								1												1	1
	1								2												1	1
	1								1												1	1
	1								2												1	1
	1								1												1	1
	1								2												1	1
	1								1												1	1
	1								2												1	1
	1								1												1	1
	1								2												1	1
	1								1												1	1
	1								2												1	1
	1								1												1	1
	1								2												1	1
	1								1												1	1
	1								2												1	1
	1								1												1	1
	1								2												1	1
	1								1												1	1
	1								2												1	1
	1								1												1	1
	1								2												1	1
	1								1												1	1
	1								2												1	1
	1								1</													

不就学者については明治七年十二月調「学令不就学ノ者事故」によつてみると、この調査は明治七年八月二十二日県布達第百八号のうち「万一不得止事故有之分ハ学区取締及正副戸長学校生詰役ニテ取調其申来一人別毎ニ詳細記載」（註参照）すべき旨が定められて行われたものである。不就学の理由は各校の記述に精粗の相違がみられるが、事由別に分類すると第十五表（三五頁）の如くである。

「極難渋」「難渋」は家計の貧困を訴えるものであつて、一二三件で最も多い。「家事」「奉公」も家計の貧困にもとづくものであるから、貧困を理由とするものは一二六件に及び、不就学者全体の六四%を占める。男子の奉公先一〇件のうち大工・鍛冶屋・石切が五件あるが、女子の場合は児守奉公であつて、「村内他家」「他村へ差出」となつてゐる。

次いで「病氣」を理由とするものが一三件で三二%となつてゐる。しかし多病・病身・身弱がどの程度のものであったのか。村内の学校へ通学することも不可能な程度であったのか。多くのものは就学を拒否するための口実であったのであらう。下山田村進誘小校の学令児を除いたこの地域の学令児罹病率を「不就学ノ者事故」の報告によつてみると、男子三・七%、女子一四・四%、全体で八・六%となつてゐる。これに対しても下山田村と浦村（雪光小校）では病氣によつて就学不可能な学令児がいなかつたのである。また「事故」に病氣を申立てているもの一名の村は御堂垣外村（訓蒙小校）・上山田村（勧善小校）・芝平村（時習小校）・溝口村（至誠小校）の四カ村、三乃至四名が黒河内村（仁要小校）と杉島村（文明小校）である。当時のこの地域の保健衛生の状態は明らかではないが、右の八校にみられる罹病率が眞實に近く、「病身」二五名（不就学小校）あることを訴えているのは口実を設けるためのものであらう。或いは「事故」の申立てなくして就学せざる者があると報告の際難渋・身弱等のような理由を書き附けたのであらう。

荊口村本立小校は授業料を徴収しなかつたのであるが、男子二七名は總て就学したのに對し、女子の就学者は七名、不就学者は一七名で、内訳は病氣一・身弱六・内児守一〇である。「内児守」の年令をみると十一才二名・十才三名・九才二名・八才二名・七才一名であり、長女六名・次女三名・四女一名となつてゐる。

無月謝ではあっても労働力の不足を補うために女子の就学が犠牲にされ、彼女らは弟妹の面倒をみ、幼い手で家事の手助けをしていたのである。姉妹の犠牲によつて兄や弟が就学するといった例もみられる。

耕作地は狭く限られ開墾する余地のないこの地方の次三男は職を他郷に求めなければならぬ事情にあつたから、子弟に對する教育の必要は早

くから認められていたのであるが、一銭二厘とか一銭五厘の授業料にも差障えたり、登校して費す時間を生計のために振り向けなければならない家庭も多かったのである。

藤沢村の記録によると「御田所少く家数多く候故夫々日々經營に劳し聊も猶予無之或者ハ十式三才より駄賃付薪壳炭壳生立候者は仲馬渡世にて甲州より相州東京辺迄稼方に罷出其外品々稼方等仕一ヶ村にて漸十分の一ニ御百姓のみにて暮し候者無御座候間只今一時学校に志行者無御座候」（「藤沢村誌」）という状態であったから、教育を強制されることは、たとえその必要を自覚している者にとつても負担としてしか受け取れなかつたであろう。

藤沢村のうち訓蒙小校の場合は「学校明細表」の不就学者数と「学令不就学ノ者事故」の数とに二名の差があるが、後者によってその理由をみると、七名のうち「極難之者」二名、「奉公ニ遣ス」二名（うち一名は「鍛治屋職奉公」）、寄留二名はいづれも「石切ニテ」県外に出、一名が「幼年ヨリ廢疾」のためであった。同校では不就学の理由は殆んどが経済的事情に基づくものであった。

仁要小校の不就学の理由に「遠距離」が一名あるが、「此者山奥離家テ一里半モ入路」せねばならず、六才五月で通学が困難であったためである。理由を身弱・病身としているが実は遠距離のために通学が不可能であった場合もあり得ることである。

しかししながらこれに反してそれ以上の遠距離にも拘らず通学をなしどげたものもあったのである。中原取締「学校明細表」綴の一葉に次のように書き込みがみられる。

伊那郡高遠ヨリ異ニ当リ屈曲十余里溪水集合シテ三峯川ト云貝沿川渓谷離ニ村落ヲナス西ハ仙境十倉三ツ貝等ノ高山ヲ帶ヒ東ハ黒沢荒川ヲガチ地蔵赤崩等ノ諸嶽屏列シ日中僅ニ太陽ヲ拝スルノミ其村落各百戸ニ満タサレトモ千有余円ノ元資ヲ募リ小校ヲ設ケ師範學課卒業ノ教員備フサルナシ然ルニ僻地ノ風習頑愚ノ土民ナレハ学令ニシテ猶不就学ノ徒多ク之ヲ詰問スレハ貧民ノ生活止ムヲ得サルノ情アリ其中ニ黒河内村ノ小学仁要学校ヲ距ルコト二里半赤崩嶽ノ山背ニ藤小路ト唱ル離レ民家ニテ中ニ竹沢万弥ナル者アリ一男児アリテ兼松ト云フ学令ニ至レハ出校セント云明治七年七月入校シテ嶮岨譬ルニ物無キ難路ヲ夙ニ起夜ニ寐農事ノ余暇朝暮送迎スルコト殆ント三十日学文ノ欠クヘカラサルヲ知リ今ハ校近キ親族ニ寄寓シテ勉強他ニ異ナレリト云

竹沢兼松は万弥の長男で九才十一月、仁要小校七級に在学した。十三才・十二才で八級にいるものの多い中で、七年七月に入校し十二月には七

級に進んでいるのであるから、「勉強他ニ異ナレリト云」ってその努力を賞讃するに値しよう。

註 県では就学奨励のために度々布達を発して、学区取締、正副戸長、

学校世話役に一層努力すべきことを命じている。

第百八号

明治七年八月廿二日

筑摩県権令 永山盛輝

第百十六号

明治七年八月廿二日

大区長

学区取締
正副戸長

学制御領布以降僻境遐邑ニ至ル迄小学校普及ニ付テハ勿論六才以上

ノ者ハ總テ入校修学可致筈ノ処中ニハ心得違ノ者有之学区取締ヘ届等ニモ不及因循歲月ヲ消過シ不就学ニテ差置候者有之哉ニ相聞甚不都合ノ次第ニ候抑學問ヘ自己ノ才芸ヲ成長シ富貴ヲ需ムルノ基礎タルハ必然ニ有之候間父兄タル者ハ子弟愛育ノ情誼ヲ顧ミ速ニ就学可為致万一不得止事故有之分ハ学区取締及正副戸長学校世話役ニテ取調其申來一人別毎ニ詳細記載ノ上學制ニ照シ取締ニテ取東県庁ヘ可差出此旨布達候事

但就学ノ儀ニ付テハ追々及告諭置候通ノ儀ニ候間可成丈注意入校可為致且地理ニ審り校所へ遠隔ノ村落又へ一校建設差向キ行届キ兼候村方へ当分家塾等相聞キ候目途ヲ以テ可伺出此旨添テ相達候

明治七年九月七日

筑摩県権令 永山盛輝

学校設立ニ付テハ男女ハ論セス学令相当ノ者無遺漏為致就学候様再三及布達候處中ニハ今以不就学及就学候者モ唯其名而已ニシテ其实登校不致尙モ往々有之哉ニ相聞甚以不相済事ニ候依テ其根源ヲ推究スルニ幼童ヲ勧奨シテ就学セシムルノ際父兄タル者ハ勿論其母人ノ関スル所モ亦居多ナリ万一其母人ニシテ学文ノ欠ク可ラサルヲ解セス目下姑息ノ愛ニ溺レ膝下ヲ離スニ忍ヒサルノ情アルトキハ其子弟豈自カラ進ンテ就学スルノ理アランヤ是レ今以テ不就学ノ徒多キ所以ナルカ仍テハ爾來区長学区取締正副戸長学校世話役等一層厚ク此ニ注意シ懇ニ可及説諭此段尙又更ニ布達候事

明治七年九月七日

筑摩県権令 永山盛輝

授業形態は各校とも教員が一名であつて、授業生・助教がいたのは数校にすぎなかつたので、八・七・六級生を一室に集めて单級にするか、生徒数の多い級は二組か三組に分けて教室に入れ、複式或いは巡回して行われた。出席者も少かつたのであるから寺小屋式の個人教授で、一斉授業は巡視がある際に行われたのである。

明治七年九月筑摩県師範学校は「東京師範学校正課教師閱」の下に「上小学授業法細記 全」を編纂刊行した。その編輯者の一人高橋敬十郎の筆記所蔵にかかるものとして「教場必要研成学校限」（高遠進徳館所蔵）が存置する。

高橋敬十郎は旧高遠藩士族で進徳館中助教（助役）となり、明治五年筑摩県安曇郡柏原村第五小校後に改称して研成小校の権訓等に任せられ、師範講習所卒業後同校学事掛となつて師範講習所を兼務した。（「明治初期の地方行財政と小学校」森岡清美）

「授業法細記」は凡例・授業心得（三七節）・小学校則と「小学教則」に掲げられる上下小学教科書に則した詳細な教授法が全て七七頁に亘つて述べられているが、「教場必要」には授業心得は七節のみで、小学校則はなく、教授法は下等小学八級より五級まで、後半に下等八級と六級との教授法が細字で補正されており、凡て六五三〇字、前書の頁数にすると約二二頁分に相当する。

「教場必要」は師範講習所で教本を書きし、中央より派遣された講師の講義を書きとめてできたものであろうが、両書の内容から推量すると、「教場必要」を底本として「授業法細記」が編纂されたとみることができる。「教場必要」には「教師一名ニ付生徒二十四五名或ハ四十名ニ至ルモノアリ」とあるが「授業法細記」授業心得では「受持生徒ハ最初二十五人ヨリ熟スルノ後五十人トスト雖トモ各校生徒ノ多寡年令ノ異同ニ応シテ斟酌セサルヲ得ス之ヲ要スルニ三四十名を以テ度トナスヘシ」となつており、前書が敷衍され展開され細密になつてゐる。恐らく講義で聞いたものを研成小校の現場で実験し、同僚と協力して修整補足して「授業法細記」となつたものであろう。（資料4）

右のことから筑摩県師範講習所では明治六年開所以来近代的な教授法が講義されていたとともに研究もされていたことが窺われ、その普及も早かつたことと思われる。

註
高橋敬十郎は白山と号し、筑摩県師範・新潟県師範学校を歴任し、

当時夙くより新教育の研究と教授を行つた。また学校設置に先立ち教育の急務なることを藤森寿平と合議して「筑摩県庁へ上ルノ書」を遺している。当時の民間の教養人の教育観と啓蒙的指導意識とを窺うことができる。

高橋敬十郎藤森寿平議シテ筑摩県庁へ上ルノ書

恭惟ニ、國ノ盛衰へ人為ノ良否ニ関リ、人為ノ良否へ才氣ノニツニ
關カレリ、才ヲ以テ氣ヲ養ヒ氣ヲ以テ才ヲ遺ヒ、才氣共ニ其宜シキ
ヲ得テ、過激ヲ抑ヘ、柔弱ヲ振ヒ、忠信誠実ヲ心トナシ、毅然強忍
堅車ノ重ヲ負ヒ、健牛ノ遠キヲ致スカ如ク、人為確実ニシテ、而後
ニ國ノ強盛ヲ期スベシ、若シ氣才ニ勝ツトキハ過激ニ失シ、才氣ニ
勝ツトキハ柔弱ニ流ル、是古今ノ通弊ナリ、慶元以降封建ノ制、門
閥ヲ賢トシ凡庸ノ徒乳臭政ヲ執リ、英俊ノ士衰老職ヲ得ス、人才ヲ
蔽塞シ冠履倒置ヲ為スコト殆ト三百年、此時ニ方リテ宇内ノ風氣大

ニ開ケ、英・蘭・普・亜ノ各国古今未曾有ノ強盛ヲ極メ、独リ我邦
ノ士風侈靡ニ趣キ柔弱ニ流ル、豈皇國ノ厄運ニ非スヤ、是ニ於テ恍
慨憂国ノ士扼腕切歎尊攘ヲ唱ヘ危厄ニ罹リ、冤枉ニ沒スルモノノ挙ゲ
テ数フヘカラス、然レトモ遂ニ能ク國勢ヲ挽回シテ臣民再ヒ王政ノ
熙雍ヲ仰ク、是皆一氣ノ成ス処ナリ、然ル後宇内ノ形勢ヲ察シ古今
ノ利弊ヲ鑒ミ、過激ノ國ニ益ナク暴挙ノ民ヲ害シ、且天地大勢ノ一
変ハ区々ノ抱泥スヘキニ非サルヲ洞知シテ延議ヲ決シ、政制ヲ改
メ、封建ヲ壞リ、門閥ヲ廢シ、冗兵ヲ去リ、贅官ヲ除キ、内忧慨ニ
憂國ノ氣ヲ藏メ、外ニ文明開化ノ典ヲ布キ、天下ノ耳目ヲ一新ス、
乃チ才ヲ以テ氣ヲ、氣ヲ以テ才ヲ遺ヒ、毅然強忍重ヲ負ヒ、遠ヲ致
シ、将来ノ強盛ヲ期スルモノト謂ハザルヘケンヤ、此時ニ当リ苟モ
廷意ヲ領シ、自己ノ私ヲ忘レテ、皇國ノ公ニ奉シ、志力ヲ尽シテ
以テ報恩ヲ圖ルモノハ是臣民ノ職分ナリ、然レトモ世祿ノ家ハ前榮
ヲ回顧シテ活計ニ心ヲ苦シムルコト猿鳥林ノ稟寒ヲ懷フガ如ク、

明治初期における小学校教育の成立過程

四〇

陋学ノ士ハ旧習ヲ固守シテ時變ニ通ゼアルコト宋人ノ兎株ヲ守ルガ如ク、逸情ノ輩ハ安ヲ偷ンテ毫モ憂國ノ念慮ナキコト風塵ノ人ノ痛痒ヲ知ラサルカ如ク、輕薄ノ徒ハ文明ヲ口実トシテ權勢ニ趨ルノ資トナシ、附会雷同スルコト矮人ノ場ヲ観ルカ如ク、富農ハ奢侈ニ長シ戯嬉ヲ事トナシ、窮民ハ生業ニ困シ耕樵ニ勞シ其不學無術ナルコト盲者星ヲ望ムカ如ク、數村ノ里正聚会シテ布令ヲ通読スルモノ無キニ至レリ、一日ノ役ヲ免スレハ擊壊シテ仁慈ヲ称シ、一錢ノ税ヲ増セバ額ヲ聚メ首ヲ病シテ独り利欲ノ念其心胸に充塞シ、厨外一骨ヲ投シテ群犬相吠喫スルノ醜態アリ、嘻々天下ノ臣民皆是ノ如キハ誰ト共ニ國勢ノ衰弱ヲ挽回センヤ、是皆文化開ヶス知見博カラス、忠信誠実ノ心薄スク恍慨憂國ノ氣乏シク、一家ノ私アルヲ知テ全国ノ公アルヲ知ラサルノ弊ニシテ 皇國ノ至患ナリ、夫國ヲ治メ民ヲ化スルノ教ヨリ先ナルハナク、教ヲ施スハ學校ヨリ先キナルハナシ、昔唐虞三代の制國ニ學ヲ建テ遂ニ序ヲ置キ党ニ庠ヲ設ケ家ニ塾ヲ具ヘテ子弟ヲ教ヘ、方今西洋政学家ノ説亦學校ヲ設ケテ人智ヲ開クヲ急務トナシ、其都鄙皆學校ヲ置カサルノ地ナク、固猶教ヲ設

習業時間割概表

日曜日ヲ以テ休暇トス	月曜日
九時ヨリ十時マテ	休
十時ヨリ十時五分マテ	算
十一時ヨリ十一時五分マテ	體
十二時ヨリ一時マテ	休
一時ヨリ二時マテ	問
二時ヨリ二時五分マテ	體
二時五分ヨリ三時マテ	讀
	復
	體
	操
	讀
	字
	操
	術

日曜日ヲ以テ休暇トス	火曜日
九時ヨリ十時マテ	休
十時ヨリ十時五分マテ	算
十一時ヨリ十一時五分マテ	體
十二時ヨリ一時マテ	休
一時ヨリ二時マテ	問
二時ヨリ二時五分マテ	體
二時五分ヨリ三時マテ	讀
	復
	體
	操
	讀
	字
	操
	術

日曜日ヲ以テ休暇トス	水曜日
九時ヨリ十時マテ	休
十時ヨリ十時五分マテ	算
十一時ヨリ十一時五分マテ	體
十二時ヨリ一時マテ	休
一時ヨリ二時マテ	問
二時ヨリ二時五分マテ	體
二時五分ヨリ三時マテ	讀
	復
	體
	操
	讀
	字
	操
	術

日曜日ヲ以テ休暇トス	木曜日
九時ヨリ十時マテ	休
十時ヨリ十時五分マテ	算
十一時ヨリ十一時五分マテ	體
十二時ヨリ一時マテ	休
一時ヨリ二時マテ	問
二時ヨリ二時五分マテ	體
二時五分ヨリ三時マテ	讀
	復
	體
	操
	讀
	字
	操
	術

日曜日ヲ以テ休暇トス	金曜日
九時ヨリ十時マテ	休
十時ヨリ十時五分マテ	算
十一時ヨリ十一時五分マテ	體
十二時ヨリ一時マテ	休
一時ヨリ二時マテ	問
二時ヨリ二時五分マテ	體
二時五分ヨリ三時マテ	讀
	復
	體
	操
	讀
	字
	操
	術

日曜日ヲ以テ休暇トス	土曜日
九時ヨリ十時マテ	休
十時ヨリ十時五分マテ	算
十一時ヨリ十一時五分マテ	體
十二時ヨリ一時マテ	休
一時ヨリ二時マテ	問
二時ヨリ二時五分マテ	體
二時五分ヨリ三時マテ	讀
	復
	體
	操
	讀
	字
	操
	術

五級以上ハ書取ノ時間ヲ作文ノ時間ニ換フ

中原取締の「御用御達控」の明治七年十一月に上記のような授業時間表が記録されている。

これは筑摩県管内の標準の時間表であったようである。第一時限と第四時限が六十分、第二・三・五時限が五十五分授業となっている。

訓蒙小学校教員岩崎助信の手記によると明治七年の同校の時間表は次のようなものであった。

クルニ至レリト、且学芸ハ漸ヲ以テ進ミ時日ヲ重ネテ成リ、其進ムヤ容易ニ非スシテ其成ルヤ甚タ難シ、故ニ朝廷維新紛擾ノ際ニ方リ、首トシテ府下ニ大中小ノ学校ヲ設ケ教育ヲ首先トス、豈盛ンナラスヤ、伏冀ヘ管内ニ諭シ或ハ富有ノ金ヲ募リ或ハ入学謝金ノ多寡ヲ計リ、急速県学郷学ヲ創立シ、草野ノ細民ニ至ルマテ和漢歴史ノ大概小学且国律布令太政官日誌等政体ニ関渉セル切要ノ書并ニ西洋訳書等ヲ熟読セシメ、人倫ヲ明ニシ聞見ヲ博メ字間ノ形勢事実ヲ審ラカニシ、人民自カラ超奥シテ陋習ヲ慚愧シ開明ヲ欽羨シ維新更始ニ勉進スルノ端ヲ聞キ、一畝ノ田ヲ耕シ一行ノ書ヲ讀ム、皆國家ノ公ニ奉スルノ心ヲ以テ一家相頼リ同舟相救フガ如ク、偏ニ将来ノ強盛ヲ目的トセハ、國氣自ラ振ヒ人才自ラ生シ千歳不拔ノ御基本相立チ申ベクト奉存候誠恐不備

安曇郡相成新田町村 藤森寿平

筑摩県貴属土族 高橋敬十郎

筑摩県御厅

時間表ハ只各科教授ノ概略ヲ示スモノナレハ必シモ拘泥スルヲ要セス之ヲ前後シ或ハ甲科ノ余時ヲ以テ乙科ノ不足ヲ補フコト等ハ各学校ノ都合ニ任スヘシ

表間時学小等下

							月
							火
							水
							木
							金
							土

また同校の課業表は次のようなものであった。

級六第	級七第	級八第	級九第	級十第	級第十一	級二十第	
級六第	級七第	級八第	級九第	級十第	級第十一	級二十第	
日本地誌史略 下二	日本地誌史略 上一	日本地誌本略 三下	日本地誌本略 上二	小学讀本卷ノ一 地理初步 終り迄	小学讀本卷ノ一 三回迄	いろは 五十音 次音濁音	物
四則合法 除法	除法	乘法	減法	加法	加位 法取	位数実 取字数	筆算
	除法	乘法	減法	加法			珠算
			書簡有用ノ熟字	單語ノ本字	正單語 ノ仮名	いろは 五十音	書取
前二同シ	前二同シ	日用文					作文
							問答
							口授
							習字

下等小学の等級は八級より一級までであるから、訓蒙小校で第十二級から第六級まで分けたのは教則に従いながら生徒の学力に応じて教授の便

宜のためによるものであろう。この課業表は文部省の下等小学教則によるものではなく、明治六年の師範学校下等小学教則に従つて作られている。「読物」は師範学校小学教則に示す「読物」「問答」を一つにし、「地図」「地球儀」等が省かれ、また上級に属する「万国地誌略」「万国史略」が見られない。このことは一・二級に及ぶ生徒がいなかつたこと(三二頁参照)と教具の不備によるものである。右の表のうち「日本略史」とあるがこれは教則では上等小学の上級で使用することになつてゐるから、下等小学上級の「日本史略」の誤りと思われる。

三

学校世話役は学制には定められてはいないが、筑摩県では各地の教育振興の任務を担当させるために明治五年六月にこれを定めた。しかしこの役は学区取締の指揮下にあって教員に協力し、学事奨励・学校維持を図るための村の名誉職であったから、家業に多忙な一家の長にこれをなさしめるということは相当な犠牲を要求することであった。明治五年には各村一名ずつであったが漸次増員されていった。学校世話役数をみると次の通りである。

明治六年十月以前	十八校中十校	一六名
明治七年五月	十校	一四〇名
明治七年十二月	十七校	二一四名
	十七校	二九一名

その多寡を戸数との関係(明治七年十二月)でみると次の通りである。

進誘 三・六戸、雪光 四・五戸、至徳 四・六戸が上位にあり、昇徳 一〇・〇戸、崇徳 一一・二戸、朝室 一二・〇戸が下位にあって、平均は六・九戸に一人の割合となる。

学校世話役は学校の役置・維持を図ること、学令児を就学させること、交番で出校し学習状況を監督すること、大小定期試験に立会うこと等難多な仕事を課せられながら無報酬であった。しかしながらその勞の大きかったのに對して結果は必ずしもよくはなかつた。村民の就学拒否はいわゞものがなことであるが、公吏の非協力的な態度に活動が制禦されることもあったのである。そのために次のような県布達も發せられた。

第十六号

抑学校ノ設タルヤ深ク民俗愛育ノ御所置ニテ風ヲ替俗ヲ移シ良矩ヲ踏新識ヲ發スヘキトノ厚御趣意柄ニ付学区取締並学校世話役等夫々撰挙申付置候處中ニハ戸長副ノ内心得違ノ者有之学校ヲ輕視シ妄ニ取締世話役ヲ詆毀シ忌弾之情ヲ挾ミ候者モ有之義ニ相聞以ノ外ノ事ニ候畢竟正副戸長タル者ハ御政体ヲ奉載帯モ善崩ヲ見候テハ同心協力潤色可致勿論ニ候處甚以不埒之事ニ候案爾來右様之輩有之ニ於テハ急度可及糺弾候案心得違有之間敷候此旨予相達候也

明治六年三月三日

筑摩県參事 永山盛輝

第六十九号

学校創置ノ儀ハ追々布達ノ通各人民ヲシテ歩ヨ開明ノ域ニ進マシムル至要ノ急務ニシテ尤村吏ノ責任也ト難モ百事多端ノ折柄行届兼候場合モ可有之ト存シ更ニ各村へ学校世話役申付置候處正副戸長ノ中或ハ学校ハ凡テ世話役而已ノ任ニテ村吏ノ任ニ無之儀ト心得學事ハ度外ニ致シ置候者有之哉ニ相聞エ以ノ外誤解ノ儀ニ付以往心得違無之様戸長副一同厚ク尽力可致事

明治七年四月四日

永山権令代理 筑摩県參事 高木惟矩

一年を隔て全く同じ趣旨の布達をもつて村吏の積極的な協力を要請しなければならなかつたのである。

学区取締の給与も十分なものではなく、時には県庁から支給されるべきものも「此節ハ御下ゲ金無之」と誌さなければならないにしても学区内から若干の収入を計ることができる。学校世話役は諸経費を私弁しながら多くの犠牲を払つて尽力するにも拘らず無給である。この不当を指摘して、学区取締は県宛に次のような建言を行つた。

各学校駿々盛大ニ趣キ生徒亦頻リニ進歩相顯シ候儀全ク厚キ御勧誘ノ御教示ニ出ツル處ニシテ隨テ村々正副戸長学校世話役之輩尽力且ハ教員ノ憤励ニ依ル儀ト奉存候然ルニ右世話役ノ輩給料一切無之実ニ農事專務ノ銘々其業モ拋学校造営新築等ニ至テハ長々ノ勤労千辛万苦一朝ノ儀ニ無之又交番或ハ出序其外公務百事勉強仕候處給料ハ勿論毛代等モ更ニ無之ニ付追々苦情モ相聞ヘ此マニテハ自然勉励之氣モ脱漏可仕哉ト実ニ心痛仕候孰モ學校保護ノ役員ニ付左ニ愚存申上候

一 各校元資金利子ノ内一ヶ月五円ヲ以テ世話役ノ給ニ仕度候

但シ一校ニ付其役員多少モ有之候得共右一ヶ月五円ヲ限り勤務月數ノ多寡ニ応シ給料割賦仕度候

右之趣御採用被成下置度奉候尤モ前条未タ相当之給ニ不至ト雖モ条理相立候上ハ一層勉強仕倍学校盛大ニ可相成ト奉存候 以上

明治七年十月

学区取締 清水又居

同 栗林球三

筑摩県権命 永山盛輝殿

右の建議によつて如何なる処置が構ぜられるようになつたかを知るべき資料はえられなかつた。一カ月に世話役の学校へ出勤すべき日数は二十六・七日であるから、一日二十銭をその給与とする案であつた。

中原取締受持のうち訓蒙学校では学校世話役と教員との間に次のような条約がかわされていた。

訓蒙学校確定

日曜日休暇之外日々世話役之内壱名ヅツ午前第八時出校午後三時退校可致事

但一日金武錢日給可為事

學校之儀ニ付申談事度義出来候節者教員其他正副戸長學校世話役月番ヨリ触当次第聊遲延無之出校可致事

但無断不參一時之遲延等者金武錢罰金可差出事

教員月給之義者毎月廿五日限相渡可申事

但取立方之義者伍戸組合拾戸ニ付判頭壱名置右之者其戸限取立學校世話役月番江相渡可申事

毎月一六相当之日者正副戸長之内壱名ヅツ一時間出校可致事

右之件々一同承知之上調印仕候 以上

明治七年第六月

藤沢市三郎

藤沢伝衛

藤沢半十郎

教員 岩崎助信 殿

訓蒙学校では一日式錢という低額ではあったが出勤日数に応じて支給する旨が定められている。財源については明らかにされていないが、元資

金利子（明治七年度百二十九円十六錢六厘六毛）か学田畠益（四十八錢）を当てたのであろう。

なお筑摩県では学校世話役の規定「学校世話役事務章程」を設けているが、制定布達の年月日は明らかでない。

学校世話役事務章程

各校世話役ハ校務ヲ掌ケ子弟ノ教育上ニ関係スルモノナレハ其事務章程ヲ仮定スルコト左ノ如シ

第一 条

村内或ハ小学区内戸数ヲ割合受持戸ヲ定メ学令子弟ヲ勧諭シ一児モ不就学ナカラシム可シ若極貧或ハ疾病其他無余儀事故アリテ就学セサル者アラハ其由ヲ明細ニ記シテ差出ス可シ

第二 条

受持戸内之資金ノ収納ヲ担当シ延滞セシム可カラス若シ怠ルモノアラハ懲切ニ諷諭シ猶不納ノ者ハ主管人ト謀リ之ヲ取計ル可シ自然不問ニ置クトキハ其責ヲ免レス

第三 条

各校事務ノ繁閑ニ因リ日番或ハ月番等適宜ニ相定メ出勤シ主管人ト共ニ校務ヲ整理ス可シ
但出勤簿ヲ造リ学区取締ノ検査ヲ請クベシ

第四 条

昇級試験ハ勿論毎月席試験又ハ学区取締廻校達有之節等必ス出校ス可シ

第五 条

毎月末出納調ノ節ハ主管人ニ立会計算諸簿ヘ押印ス可シ

第六 条

明治初期における小学校教育の成立過程

當繕伺並ニ器械調査等内外ノ事務主管人ト謀リ協力注意ス可シ

第七条

世話役ノ要ハ該校ニ闕スルノ事務ヲ整理シ村内ノ学事ヲ進メ人和ヲ得ルヲ以テ任トスルモノナレハ村吏主管人伍長ト談シ抵触ノコトナカル可シ

第八条

前条ニ悖戾シ学事ヲ止阻スルモノアレハ学区取締其事由ヲ糾シ過失大ナルニ至リテハ之ヲ上申スルコトアル可シ

右之通世話役章程ヲ作リ各校世話役ニ相渡シ主管人ト共ニ勉強従事候様致度云云

第三・五・六・七条にみられる主管人に關する規定もあった旨の記録があるが、披見することができなかつた。「平野村誌」に「学校創立の始に於ては学校世話役は交番登校して事務を掌つたが、後筑摩県は各小学校に主管人一人を申付けた。」とあるところから世話役の常勤者であったと考えられる。なお主管人は明治十年一月より小学校執事と改められ公選によつて選ばれ専任となつた。

四

学区取締は学制第八章より第十三章によつて定められている。その任務は「専ラ区内人民ヲ勧誘シテ務テ學ニ就カシメ且學校ヲ設立シ或ハ學校ヲ保護スヘキノ事或ハ其費用ヲ計ル等」（第八章）学校教育の管理・監督・指導・人事並びに学区内の学令児の就学督励であつた。しかし實際の業務に關する細則はなかつたのであるから、新たにおかれた学区取締の活動は学制被仰出書に謳われた精神に立脚してその人その人の理想と信念とともにとづいて実践される場合が多かつたのであろう。教育と学校に対する認識の極めて浅薄な人たちの蒙を啓きながら学校設立の費用を募り就学を督促することは至難の業であつたに違ひない。

地方の一般行政は正副戸長が県から指令を受けながら担当しており、教育行政は学区取締が矢張り県の命令に従いつゝ行つていた。そのため学区取締は一般行政担当者の十分な協力を得られない場合も起つたのである（四三頁明治六年三月布達第十六号・明治七年四月布達第六十九号參

(照)。しかし当時の筑摩県権令永山盛輝は教育行政に非常な熱意を示し、学事振興のためにしばしば県布達を発した。これが障害の多い学区取締の活動を容易にもし、またその人たちを勇気づけることにもなったのである。もし永山権令の精力的でもあり權力的でもあった後盾がなかったならば、学区取締の活動も消極的であつたろうし、就学状況も低調であったに違いない。永山権令は明治四年十一月二十日に廢藩と同時に筑摩県に来任するがたびたび教育進歩のための案を策し、学制頒布後の業績はおびたゞしい。県布達によって命令を発するとともに、明治七年三月には管内伊那・諏訪両郡の各村各校を二カ月に亘つて巡回し、自ら県民に教育と学校の必要を説いたのである。その時隨行した権少属学校掛長尾無墨は、「今般権令管内伊那諏訪両郡ヲ巡回シ。二百三十余校ヲ巡検ス。殆六十余日経タリ。一日三里ト見倣シテ百八十里ヲ跋涉ス。」と「説諭要略」に書いている。また時には県官を派遣して視察させ、生徒試験を行わせる等したのであった。

学区取締は永山権令の熱意によく応えて刮目すべき成果を挙げつゝあつたのである。そして後には彼等から「学事ノ止ム能ハサル教育ノ緊切ナルコト説諭スル」ために「各校御巡視ヲ乞フ上言」を連名で差出しましたのである(明治九年十月十四日 権令檣崎寛直宛)。

中原取締の手記「学区取締御用御達控」「学区取締御用諸費控」によって明治六年十月より七年十二月までの活動状況をみると次のようである。手記に誌された月日は前後しているので順を追つて再録した。

明治六年十月	十二日	本山盛徳巡視に陪從、溝口村（至誠小校）
〃	十三日	黒河内村（仁要小校）・浦村（雪光小校）
〃	十四日	非持村（昇徳小校）・芝平村（時習小校）
〃	十五日	御堂垣外村（訓蒙小校）・台村（遷善小校）
〃	十六日	弥勤村（養愚小校支校）
〃	十七日	高遠町
〃	十二月日付不詳	学校巡り、市野瀬村（至徳小校）
〃	〃	溝口村（至誠小校）・栗田村（栽培小校）

明治初期における小学校教育の成立過程

四八

明治六月十二月付不詳片倉村（崇徳小校）・御堂垣外村（訓蒙小校）

明治七年一月二十六日 原卓爾巡視ニ陪從・片倉村にて原卓爾の到着を待つ

二十七日 片倉村（崇徳小校）

二十八日 御堂垣外村（訓蒙小校）

二十九日 //

三十日 四日市場村（栽培小校）・板山村（養愚小校）

三十一日 菊口村（本立小校）・山室村（朝室小校）

二月 一日 市野瀬村（至徳小校）

二日 溝口村（至誠小校）

三日 小原村（不如学小校支校）・高遠町

四日 高遠町

二十六日 県庁に出頭・松本滯在

二十七日 //

二十八日 //

三月 一日

二日

三日

四日

五日

六日

明治七年一月 七日 県庁に出頭・松本滯在

三月 日付不詳 永山権令巡回に陪從

平出・松島・北殿・羽広・田畠

三月 日付不詳 永山権令巡回に陪從

殿島ヨリ始メ小野村迄

四月十一日 学校巡り（是権令様飯田出張所内不体裁無之様説諭巡リ）

溝口村（至誠小校）・市野瀬村（至徳小校）

十二日 浦村（雪光小校）・市野瀬村（至徳小校）

十三日 非持村（昇徳小校）・山室村（朝室小校）

十四日 芝平村（時習小校）・片倉村（訓蒙小校）

十五日 御堂垣外村（訓蒙小校）・中村（養愚小校）

明治七年五月十二日 栗田村（栽培小校）（一泊）

六月二十四日 県庁に出頭・松本滯在

二五日

// // 二十六日 //

二十七日

// // 二十八日 學校巡視・片倉村(崇徳小校)

// // 二十九日 栗田村（栽培小校）

明治七年七月十日附で県庁より学区取締に次の達があつた。

文部省八等出仕加納久宣少書記櫻井忠徳為學事巡視第二大學區中江出張之旨申來候條此際ニ當リ各學校ニ於テ万一教則ニ不適儀等有之其他不都合之儀等有之候テハ御趣意ニ対シ尤不相済事ニ候条精々注意御趣意徹底イタシ一層進歩之功相顯シ候様尽力可致此旨相達候事但正副戸長教員世話役等江茂本文之趣厚可申談候派出日限之儀申來次第可相達事

明治七年七月
十日 学校巡り 非持村（昇徳小校）・山室村（朝室小校）

//
//
十一日 溝口村（至誠小校）・市野瀬村（至徳小校）

// 十二日 杉島村（文明小校）・浦村（雪光小校） //

十三日 市野瀬村（至德小校）

//十五日 県庁に出頭・松本滯在

十六日

十七日

十八日

// 十九日 学校巡り 片倉村（崇徳小校）

二十日 栗田村（栽培小校）・山田村（勸善小校・進誘小校）

二十一日 山室村（朝室小校）・荊口村（本立小校）

二十二日 芝平村（時習小校）

二十四日 杉島村（文明小校）・市野瀬村（至徳小校）

二十五日 黑河内村（仁要小校）

九月
三日 単語篇振分けのため巡回

四
日

五
日

六
日

七日
（市野顛寸）

八

七

卷之三

卷之三

卷之三

人日 貞月 江山東

九

二十一

一 講習所開智學校參觀

文部省官員とともに塩尻に向う

二十二日 塩尻を発ち、諏訪を通り藤沢村に至る

この九月十八日の出張は次のような連絡があつたためである。

兼テ御達相成居候文部省官員明十七日御着相成候ニ付各取締一同大至急参庁可致旨御沙汰有之候間此状御披見次第早々御出頭可被成候此段御通申上候也

七年九月十六日

明治七年九月 二十三日 板山村養愚小校にて試験に立合う

〃 〃 二十四日 非持村昇徳小校にて試験に立会う

〃 〃 二十五日 文部省官員從五位加納久宣巡視に陪從、陪從官員長尾無墨・渡辺猶人。栗田村・高遠町

〃 〃 二十六日 福島村・狐島村

〃 〃 二十七日 西伊那郡・上穂村

十月 六日 県庁に出頭・松本滯在

七日

八日

九日

十日

〃 十一月 八日 県庁に出頭

十月、県庁に出頭した際、次の布達を受領した。

第一百三十号

正副戸長
大区長
学区取締

追々各校生徒学業進歩ノ景況検査ノ為來明治八年二月中県官當師範学校教員ヲ召連各校ノ内三四校或ハ五六校ツゝノ生徒ヲ最寄村校へ招集大試験ヲ遂ケ等級ヲ進退シ併格別優等ノ者ハ之ヲ賞シ謫劣ノ者ハ夫々詮議ノ上臨機ノ処分可有之候条兼テ其心得ヲ以テ今ヨリ一層可致勉励此段為心得布達候事

但試験当日ハ親屬朋友ハ勿論一般人民從覽不苦尤日限ノ儀ハ其節ニ至可相達事

明治七年十月九日

筑摩県権令 永山盛輝

八年二月に予定された大試験の成績如何は、生徒の進級に差障るのは無論のことであるが、同時に学区取締・学校世話役の努力、各校教員の能力を問うものもある。そのため十一月に入ると、準備のために学区取締の監督の下に試験が行われるようになった。

また県当局は八年二月の検査が学力のみを対象とするかのように解されたので、更めて次の布達を発した。

第百三十三号

大区長

学区取締

正副戸長

当県布達第百三十号ヲ以相触候通來二月ニ至各校巡行ノ節生徒出席簿夫々及検査褒戒ノ典可有之事ニ候条其旨可相心得候尤一月東ニ出席簿各自姓名ノ上頂欄外ニ出席日数及ヒ病氣事故ニテ不參ノ廉等明瞭相記シ置可申此旨予メ布達候事

但以来出席簿ニ捺シ候印面ニ病氣又ハ不參ノ字ヲ彫刻致置日々押捺可致添テ相達候事

明治七年十月十三日

筑摩県権令 永山盛輝

これまで出席簿には出席の印に筆の軸で丸印を捺し、欠席は欠を書き込んでいたが、改めて出欠の印を作らせ、生徒の出席状況を明確ならしめることとして、大試験の際には成績と出席日数とによつて生徒の「進歩ノ景況」を検することにしたのである。

地方民が祭事娯楽に日を送ることを戒め、心を教育に寄せるべきことを権令の名をもつて達している。

第百三拾弐号

大区長
正副戸長

是迄各村芝居手踊等一年一度ニ限り差許來候處右ハ追々モ相達候通莫大ノ贅費ヲ支消スル而已ナラス却テ不可謂弊害ヲ釀成シ甚以不可然儀ニ有之斯ル開明ノ時節尚瞑然悪習ヲ不改候テハ万々不相済儀ニ付以来産神ニ不拘御祝祭日等ニハ申合ノ上其村學校ノ生徒ヲ試験シ其親族ハ勿論衆人ニモ從覽セシメ候條格別優等逸抜ノ者ヘハ爾後勧奨ノ為メ志次第書籍或ハ學器等差遣候儀ハ不苦間区長正副戸長學校世話役ニ於テ精々注意致シ猥褻ノ事ヲ鎖シ更ニ人智開達ヲ要シ拳村ヲシテ不学無術ノ徒無ラシメ候様可心掛此旨布達候事

明治七年十月十二日

追テ当日隣村生徒達ヲ招集シ技撃ヲ相較シ候等ハ不苦候事

たとえ人智の開發・教育の振興のためとはいへ、農村の唯一の慰安娛樂であった村芝居その他の興行物が年に一度に限られ、祝祭日も「親族ハ勿論衆人」「拳村シテ」「生徒ヲ試験」する状況を見学せよと命じたのである。

明治七年十一月十九日 学校巡り 菊口村本立小校にて試験を行う

(仮) 教員福島権太郎、立会教員杉崎了寛(時習小校)・原光蔵(朝室小校)

試験問題

読物 凡世間ノ 此猫ヲ見ヨ

書取 狼 単衣 桔梗 襦絆 提灯 木綿

問答 枝 釣瓶

算術 位取 七百五 950 暗算 737+985

(この試験に合格した八級生七名が七級に昇級した)

山室村朝室小校にて試験を行う

教員原光蔵、立会教員川面道隆(昇徳小杉)・杉崎了寛(時習小校)・福島権太郎(本立小校)

// 十一月二十日

試験問題

復読 一回終ヨリ一切ツヽ廻り 一回同

書取 鶴鳶 篠笥 蜘蛛 蛙

学文を怠りまゞと貴人にはなられませぬ

問答 錄 大鼓 寒暖計 竹 墨 団扇

(寒暖計に註として「ヲランダノ『フワレニペイ』」とある)

算術 暗算 $795 + 950$ 位取 八百三十

(「名（生徒）二十問中五失以上ハ落第」で十名が「八級卒業」となつた。」

黒沢村栽培小校 支校板山村養愚小校にて試験を行う
教員北原地球治、立会教員原政治（栽培小校）・春日政徳

試験問題

八級

復読 タ行列音開合母子 ミ行列音開合

た あ ゆ め

問答 ホヽヅキ ハウテウ 一所 乳汁

読本 三カ所

数学 算用数字ニテ七 日本数字ニテフ 位取 三百五十 234

七級

問答 色五種

読本 三回後四カ所 但二ノ巻まで（問答トモ）

(この試験の結果、八級生三十名、七級生十四名がそれぞれ進級した。)

十一月	二十二日	下山田村進誘小校にて試験 教員矢沢安繼、立会教員内田準一（不如学小校）・西村久平（勸善小校） 六・七・八級試験
//	二十四日	板山村（養愚小校）
十二月	//	
	二十五日	市野瀬村至徳小校にて試験
	一日	栗田村栽培小校にて試験
	二日	御堂垣外村・片倉村
	三日	片倉村崇徳小校にて試験
	四日	同校昇級調
	十二日	上山田村勸善小校にて試験
	十七日	荒町村遷善小校にて試験
	十八日	藤沢村・板山村見廻り
	二十日	杉島村文明小校・浦村雪光小校にて試験
	二十一日	非持村昇徳小校・溝口村至誠小校各校試験
	二十二日	黒河内村仁要小校試験

度々松本に滞在して県庁に出向しているが、これは管内学区取締から交替で学務課との連絡に当るためである。この役を「出掛けり」といった。

学校巡視の際の記録は「昼食」「泊り」の村名のみ記してあって、その道筋の学校は省略されており、また自宅に近い学校は省かれている。例えば明治六年十二月（日付不詳）に「学校巡り」をした際には、早朝家を発つて浦村雪光小校に至り、道を戻して杉島村文明小校を経て至徳小校に至り、市野瀬村に宿泊し、翌朝中尾村分校をみて黒河内村仁要小校から溝口村至誠小校に来り昼食を摂る。午後は非持村昇徳小校を通り栗田村

栽培小校を視察して、その夜は同村に宿をとったのである。明治七年九月三日から「五泊六昼食」で県庁より「貸渡」された単語編（別の箇所には単語連語とあり）を「振分け」るため巡回し、その使用法を教員に指導して歩いた。また自宅に近い学校の巡視については「試験」の場合を除いては記録していないので、下山田村進誘小校・上山田村勧善小校の巡回は一回のみで、自村勝間村不如学小校を巡回した分は挙っていない。なお県庁へ出張する以外にも高速取締所へも連絡・報告があったのであるから、記録に現われない巡回日数も亦多かったのである。前記明治七年の出張記録を通算すると百日間を費している。その年の九月には十九日間をそれに当てている。この他にも教員・世話役の来訪あり、あるいは訴願歎願もあり、繁忙甚だしく、生活の公私を分け難たかった。その献身的な活動は「説論要略」の筆者長尾無墨も認め、同書に「筑摩県管下。勝間村中原豊太郎ナルモノ。才能ノ聞エアリ。県カツテコレヲ挙ゲ。第十八番中学区取締ヲ申付タリ。夙ニ御趣意ヲ奉戴シ。人ニ学問ヲ勧奨スルニ。已レ先ツ憤發シテ云々」と誌している。

このように誠心をもつて任務に忠実で、人民の啓蒙に努めようとする学区取締の活動も必ずしも平易な道を進むことはできなかつた。「中ニハ戸長副ノ内心得違ノ者有之学校ヲ輕視シ妄ニ取締世話役ヲ詆毀シ忌弾之情ヲ挾ミ候モ有之」（明治六年三月県布達第十六号）、また、「其母人ニシテ学文ノ欠ク可ラサルヲ解セス目下姑息ノ愛ニ溺レ膝下ヲ離スニ忍ヒサル」（明治七年九月県布達第百六号）が故に「因循歲月ヲ消過シ不就学ニテ差置候者」（明治七月八月県布達第百六号）が多く、就学勧奨のための説諭も劳多くして酬いられるることは少かつたのである。しかし中原取締はじめ筑摩県管内の学区取締の場合には他県に較べるならばあるいはその成果に満足すべきものがあつたともいえよう。

明治七年六月、筑摩県は学区取締の任務の遂行と活動を容易ならしめてその効果を挙げさせるために、学制の学区取締の規定にもとづいて事務章程を定めた。これは学制頒布以来、学制の精神・理想・規則等を各自が自己流に解釈して県から命令される都度事務を処理していたものを、自動的に機能しうるようこれまでに達せられた布告・県布達の諸規定を統合して作ったものである。なお明治七年の事務章程は暫定的なものであつて、明治九年五月に改正布達された。（資料2「学区取締事務仮章程」・資料3「学区取締事務章程」）

学区取締の給料は明治六年十月十九日「学区取締給料一ヶ月金四円ト御取極相成 内武円 御委託金 武円 学区内へ割合取立」と定められ、明治七年六月「学区取締事務仮章程」第十一章で「月ニ四円ト相定メ是ヲ折半シ民費ト委托金ノ内ヨリ給与ス」とあり、年に四回三カ月分ずつ支給されることになった。七年五月の教員給料は三円乃至五円であつたが、七年十月より県布達第百三拾壹号（二七頁参照）により「五等訓導 六

「ヨリ拾円迄」が最下給となるから、学区取締の給料は教員よりも下廻る状態であつた。

証

岡村 忠陸

小山 盛方
中原 豊太郎

金六円宛

合計金三十円也

右ハ学区取締給料七月ヨリ九月迄三ヶ月分御下ヶ渡奉願候以上

明治七年九月七日 第十八番中学区取締

千葉 廉三

富岡 守胤

伊那郡總代

小山 盛方

岡村 忠陸

中原 豊太郎

筑摩県権令 永山盛輝殿

「学区取締事務仮章程」第十一章にもとづいて右のように委託金下げ渡しの申請をしたのであるが、県庁の準備が整わなかつたのであらうか「此節ハ御下ヶ金無之」つた。また年間百日を越える出張旅費も年四回に支給されることになつていていたのであるから、金銭の面でも犠牲を強要されていた訳である。明治九年五月事務章程改正の際に第九章において「九円ト相定メ」られ、その負担も軽減されるようになつた。

学制はそこに描いた理想を実現するために、官民の間にあって官の意を体し、国民の中にあって奨学を任務とする学区取締の制度を設けた。「学区取締ハ其土地ノ居民名望アル者」（学制第十章）であったから、その地方の指導的地位にありながら教養人と認められる人々であつた。だ

がこの人たちが教育の意義と必要を認め、その責務を忠実に果さんとすればする程その活動の困難は倍加したのである。しかし外国の教育制度を横倣して作られた学校教育制度を国民のものたらしめんとした努力、また日本の近代化の過程において果した役割は、その人たちが如何なる思想をもつていたかに拘らず、決して無視されるべきものではない。

参考資料

- 北原 安定 対月樓隨筆 (北原善蔵氏蔵)
岩崎 博秋 数学懸諸事控 (岩崎三蔵氏蔵)
岩崎 助信 訓蒙学校日記 (同)
中原豊太郎 学区取締御用御達控 (中原 正氏蔵)
中原豊太郎 学区取締御用諸事控 (中原 正氏蔵)
学校 明細表 (同)
就学生徒等級表並 (同)
高橋敬十郎 教場必要 (高遠進徳図書館蔵)
真壁 貴経 河南村誌資料草案 (河南小学校蔵)

参考文献

- 説論要略 筑摩県布達 (高遠町文化財保護委員会蔵)
上伊那郷史 唐沢貞治郎編
長野県教育之現在及沿革概況 信濃教育会編
平野村誌 同村役場編
藤沢村誌 宮下一郎編
明治初期の上伊那教育 北原通男著 (「上伊那教育」所收)
日本教育史資料 日本教育史資料
明治以降教育制度発達史
学制八十年史 唐沢富太郎著
教師の歴史 森岡清美著 (「教育方法学——その人間観的考察」所收)
明治初期の地方行政と小学校

後記

本稿印刷中に新たな資料に接し、補正すべき箇所も生じたが、そのために体裁を変えることができなかつたので、別の機会に補足することとした。